

社会福祉施設等施設整備費国庫補助（概要）

愛媛県障がい者施設等施設整備費補助金（障がい者施設）
愛媛県児童福祉施設等施設整備事業費補助金（障がい児施設）

1 事業目的

障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等（NPO 等は 3 年以上のサービス運営期間等が必要）が行う施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

※補助金額は総事業費のうち補助対象経費の 3/4（うち国負担 2/3、県負担 1/3）以内（整備区分が創設、改築等の場合、「補助対象経費」の 3/4 と「国の定める補助基準額」を比較して低い方の金額が補助上限。）

《補助金算出（例）》

総事業費	100,000,000 円
補助対象経費	90,000,000 円 $\times 3/4 = 67,500,000$ 円①
補助基準額	60,000,000 円②
①と②を比較して低い②が補助上限額となります。	
補助金額	60,000,000 円（国 2/3、県 1/3）

2 例年の流れ

【整備の前年度】

- ① 8 月上旬
～ 9 月中旬 各市町（障がい福祉主管課）で法人等から整備協議書の受付
- ② 10 月中旬頃 県による法人等へのヒアリング、現地調査
- ③ 3 月中旬頃 協議資料一式を提出（県→国）

【整備年度】

- ④ 7 月上旬頃 内示通知（国→県→法人）
※国予算等の関係で採択されない場合もあり。
- ⑤ 7 月中旬頃 補助金交付申請書の提出（法人→県→国）
- ⑥ 10～11 月頃 補助金交付決定（国→県→法人）
※原則、交付決定後に工事着工。（ただし指令前着工届の提出により内示後の着工は可能）
※着工までに、設計書類の県審査を受けること。
※入札は一般競争入札など県の契約手続きの取扱に準じて実施すること。
- ⑦ 2 月中旬頃 工事完了
※完成時期は 2 月中旬までとすること。
※県による完成検査までに建築基準法、消防関係等の検査を終えておくこと。
- ⑧ 2 月下旬頃 県完成検査実施、事業実績報告書の提出（法人→県）
- ⑨ 3 月中旬頃 補助金支払い（県→法人）

3 留意事項

- (1) 事前協議書等を提出するまでに予め具体的内容（施設種別、定員、総事業費、資金計画、建設予定地、構造規模、整備予定期間等）を固め、市町と事前協議を行っておくこと。
- (2) 事業を実施する社会福祉法人等において、事前に施設整備予定地の障害福祉圏域における利用見込み等の需給動向調査を行っておくこと。（整備予定施設に係るサービス供給量の不足が客観的に明らかであること等。）
- (3) 土地の取得、整地、外構、備品取得等に係る経費は補助対象外となること。
- (4) 整備に関してほかに寄付金その他団体からの助成金を受ける予定があれば事前に県へ報告すること。
- (5) 交付決定前に着手した工事は補助対象外となること。（交付決定前に着手する場合は指令前着工届を提出し着手すること。）
- (6) 本事業により整備した施設等は、知事の承認を受けないで処分（補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、取壊し、廃棄又は担保提供）してはならない。
- (7) 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

※社会福祉施設等施設整備費国庫補助の協議施設については以下の県 HP で公開しています。
<https://www.pref.ehime.jp/h20700/event/sisetukyugi.html>

令和8年度国庫補助による障害福祉施設整備計画協議要領

1 対象事業

令和7年4月4日付厚生労働省社会・援護局長通知「令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「国事務連絡」という。）及び令和7年2月6日付こども家庭庁成育局長通知「令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（以下「局長通知」という。）によること。

なお、特定非営利活動法人等の審査基準については別添のとおりとする。

2 整備方針等

- (1) 障がい者施設については、国事務連絡の3整備方針（1）ア～タ、（2）ア～ナによるほか、障がい児施設については、局長通知の3策定基準、5その他の留意事項によることとし、特に、現行の建築基準法及び厚生労働省の設置基準により木造化が可能な施設について、県産材による施設の木造化を図るとともに、木造化が不可能な建物については木質化を図ること。また、CLTの活用について検討すること。

なお、「構造改革特別地域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」平成18年4月4日付雇児発第0404001号、社援発第0404003号、老発第0404001号、「社会福祉施設等における木材利用の促進及びCLTの活用について」平成28年7月21日付雇児発第0721第17号、社援発第0721第5号、障発0721第2号、老発第0721第2号により、公共建築物の木材利用に留意すること。

- (2) 障害福祉サービス事業所等の創設（施設の新規設置）については、施設設置予定市町及び障害福祉圏域において待機者が存在する等、当該サービスの供給量が不足していることが客観的に明らかであるとともに、中長期的なサービス利用の需給動向の分析の結果、真に必要と認められる場合に限ることとし、例えば当該サービスについて定員割れが生じている市町、圏域においては原則整備対象外とする（施設設置予定市町において、整備の具体的な必要性を認める場合にのみ整備対象とする）。
- (3) 障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、「障がい者プラン（第7期県障がい福祉計画）」において、「令和4年度末時点の施設入所者数を基準として令和8年度末時点の施設入所者数の4.6%以上を削減することを基本」としていることに留意すること。従って、定員数の増を伴う案件については、グループホームでの対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される場合に限ることとし、かつ、当該地方自治体の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合においては、施設整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画について、併せて示すこと。

また、危険地域からの移転を伴う改築等についても、定員減を伴う案件を優先的に採択するものとする。

3 国庫補助額の算定等

国が示す補助単価（別添1－1、別添1－2）に基づき算定すること。

4 協議書の様式

別添2-1、別添2-2によるほか、以下の資料を提出すること。

○ 事業開始後3ヵ年の収支見込書

人件費については、配置職員数に基づき算定すること。

5 協議に留意すべき事項

- (1) 原則、単年度事業であり、早急に整備が必要、かつ優先度の高い事業を協議の対象とする。
- (2) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、平成21年10月6日付社援保第1006第1号「社会福祉施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」及び、令和5年4月1日付こども家庭庁成育局参事官付（事業調整担当）通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、関係書類を添付すること。
- (3) 協議様式の変更等を行わないよう注意のうえ作成すること。なお、様式を電子データで希望する場合は別途連絡すること。
- (4) 当該補助事業を活用した事業については、一般競争入札・低入札価格調査制度等、県の入札・契約手続きに準じた取扱いが必要であること。
- (5) 既存建物の活用による事業については、工事完成後に実施された建築基準法に基づく検査済証及び当時の図面が保管されているとともに、耐震化整備以外の事業については、昭和56年以前の建物である場合、耐震診断の実施等耐震性に問題がないことが確認されていることが必要であること。
- (6) 市町及び協議書を提出しようとする社会福祉法人等は、施設設置予定市町及び障害福祉圏域における利用見込み等のニーズを各々が調査し把握していること。（別途任意様式で提出をしていただきます。）

6 その他

協議書を提出しようとする場合は、市町長へ提出する前に事前に計画概要を所管の地方局地域福祉課を通じ、各施設所管課へ連絡すること。

7 協議書の提出部数 3部（障がい福祉課 1部、地方局 1部、市町 1部）

8 協議書の提出先及び提出期限

- (1) 当該施設の所在地の市町を経由のうえ、当該市町を所管する地方局地域福祉課へ提出すること。
なお、社会福祉法人等から協議書の提出を受けた市町長は、別添の意見書により意見を付すこと。市町長から提出を受けた地方局長も同様に意見を付すこと。
また、同一管内に複数の協議書の提出があった場合は、優先順位を付して提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年9月22日（月）までに、所管の地方局地域福祉課へ提出すること。

9 整備計画のヒアリング

整備計画のヒアリングは、提出された協議書により実施する場合があるが、期日等は別途通知する。（サービス利用に係る受給動向分析、ニーズ調査結果なども確認予定）

10 問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 障がい施設係 中矢
TEL：089-912-2421 E-mail：nakaya-makoto@pref.ehime.lg.jp

補助対象とする特定非営利活動法人等の要件（審査基準）
社会福祉施設整備計画協議要領「1 対象事業」関係

1 事業実施状況

- (1) 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（共同生活介護・共同生活援助を含む）を設置・運営しているとともに障害福祉サービス事業（居宅系サービスを含む）を3年以上運営していること（事業年度の前年度の9月末時点において（以下、期間の算定において同じ））。
- (2) 県の指導監査の結果が良好であるとともに、障害者総合支援法等関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。

2 法人役員の状況

- (1) 法人の役員（監事・監査を除く）
 - ① 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が実質的に参画していること。
 - ② 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理者的地位にあった者がいないこと。
 - ③ 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (2) 法人の役員（監事・監査）
 - ① 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理者的地位にあった者がいないこと。
 - ② 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (3) 法人の役員（監事・監査を含む）については、別添の履歴書を添付すること。

3 事業の安定性

- (1) 直近の決算で、累積欠損金が生じていないこと。
- (2) 原則、直近3ヵ年の決算で、当期欠損金が生じていないこと。
- (3) 事業開始時において、原則2ヵ月分の運営費相当額を現金預金として保有しているとともに、施設整備後の初年度を除き収支が黒字となるなど、安定した事業所運営が確実と見込まれること。

4 その他

特定非営利活動促進法、会社法等各法人の運営等に係る規程において定められている要件を充足していること。

なお、各事業の妥当性等については、別途個別に審査する。

意見書

施設名(仮称)		収容定員	
施設種別			
設置主体		代表者	
施設の所在地			
施設整備に係る意見	1 当該施設整備の必要性・緊急性 (管内における障害福祉計画との整合性・待機者の状況・利用者の中長期的見込数等、客観的かつ具体的数値を示した上で必要性・緊急性を記載すること(※特に市町内において今回協議する施設と同種の施設利用者数が定員を下回っている場合は原則補助対象外となるので留意のこと。)。併せて、利用予定者名簿(別添様式)を添付すること。) 2 設置者の適性 (1)設置者が当該施設を設置することの適性 (社会福祉事業に関する理解、熱意及び能力(整備後の収支見込等)の状況について、記載すること。) (2)設置者の国県等の補助金を除く施設整備費(自己負担分(借入金の償還計画を含め))の財政基盤の適確性 (3)土地・建物等の確保の状況 3 設置場所の適性 (1)進入路・排水・開発許可等の状況 (2)日照、採光及び公害等入所者の保健衛生に関する適性 (施設周辺の自然環境及び社会環境の適性) (3)防災に関する適性 (4)地域交流に関する適性(集落等との位置関係等) 4 その他		

施設整備の協議に関する意見は、上記のとおりである。

令和 年 月 日

愛媛県保健福祉部長 様

市町長名

印

記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

意見書

施設名(仮称)		収容定員	
施設種別			
設置主体		代表者	
施設の所在地			
施設整備に係る意見	1 当該施設整備の必要性・緊急性 (管内における障害福祉計画との整合性・待機者の状況・利用者の中長期的見込数等、客観的かつ具体的数値を示した上で必要性・緊急性を記載すること(※特に市町内において今回協議する施設と同種の施設利用者数が定員を下回っている場合は原則補助対象外となるので留意のこと。)) 2 設置者の適性 (1)設置者が当該施設を設置することの適性 (社会福祉事業に関する理解、熱意及び能力(整備後の収支見込等)の状況について、記載すること。) (2)設置者の国県等の補助金を除く施設整備費(自己負担分(借入金の償還計画を含め))の財政基盤の適確性 (3)土地・建物等の確保の状況 3 設置場所の適性 (1)進入路・排水・開発許可等の状況 (2)日照、採光及び公害等入所者の保健衛生に関する適性 (施設周辺の自然環境及び社会環境の適性) (3)防災に関する適性 (4)地域交流に関する適性(集落等との位置関係等) (5)指定基準等関係規定への適合状況(設備及び配置人員) 4 その他		

施設整備の協議に関する意見は、上記のとおりである。

令和 年 月 日

保健福祉部長 様

地方局長名 ⑩

記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

令和 年 月 日現在

「(1)職歴」については、生計を維持するための給与・報酬等、収入を伴うもののみを記載すること。
記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

「(1)職歴」については、生計を維持するための給与・報酬等、収入を伴うもののみを記載すること。
記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

(別添)

利用予定者名簿

No	年齢	障害の別	住所	当該サービス利用 の可否	利用開始 予定時期	現在の障害福祉 サービス利用状況	障害支援 区分
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

(注1)住所については、市町村名のみで可。県外在住のものについては、都道府県名を併せて記載。

(注2)障害の別については、身体障害、知的障害、精神障害の別を記載。複数障害の場合は、全ての障害種別を記載。

(注3)記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること（複数枚として可）

利用予定者名簿

No	年齢	障害の別	住所	当該サービス利用 の可否	利用開始 予定時期	現在の障害福祉 サービス利用状況	障害支援 区分
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

(注1)住所については、市町村名のみで可。県外在住のものについては、都道府県名を併せて記載。

(注2)障害の別については、身体障害、知的障害、精神障害の別を記載。複数障害の場合は、全ての障害種別を記載

(注3)記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること（複数枚として可）

設置者名

代表者(職氏名)

こ 成 事 第 6 2 号
令和 7 年 2 月 6 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について

次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「本交付金」という。）は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（特別区を含む）が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付されるものである。

今般、令和 7 年度における本交付金に係る整備計画の協議について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

このため、対象となる施設整備を実施する予定がある場合には、「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」に基づき、それぞれ施設整備計画協議登録様式（以下「エントリーシート」という。）及び施設整備計画協議書（以下「協議書」という。）について提出いただくようお願いする。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対し周知していただくよう併せてお願いする。

記

1. 協議案件の登録について

「令和 7 年度就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の協議について」（令和 6 年 12 月 3 日付け事務連絡）にて示したとおり、別途お知らせする提出期日までに、令和 7 年度内に計画している全ての協議案件を登録していただき、登録された協議案件のうち、こども家庭庁が採択予定事業として仮決定した事業について、別途お知らせする提出期日までに協議書を提出すること（「2. 協議書の提出について」

の①の事業を除く。))。

2. 協議書の提出について

協議書の提出期限及び内示時期は、以下のとおり予定している。なお、①から⑤は、採択予定事業のうち、以下の要件に該当する事業のことを指すものとする。

①以下のいずれかに該当する事業

- ・事業着手予定月が令和7年4月又は5月の事業
- ・令和6年度以前からの継続事業
- ・厚生労働省所管の「社会福祉施設等施設整備費補助金」において令和6年度に内示を受けている又は受ける予定の障害者施設等と合築である障害児施設等にかかる事業

②以下のいずれかに該当する事業

- ・事業着手予定月が令和7年6月又は7月の事業
- ・厚生労働省所管の「社会福祉施設等施設整備費補助金」において令和7年度で協議を行う予定の障害者施設等と合築である障害児施設等にかかる事業

③事業着手予定月が令和7年8月又は9月の事業

④事業着手予定月が令和7年10月又は11月の事業

⑤事業着手予定月が令和7年12月から令和8年3月の事業

	提出期限	内示予定
①	各地方厚生（支）局から連絡	令和7年4月1日
②	各地方厚生（支）局から連絡	令和7年6月上旬
③	各地方厚生（支）局から連絡	令和7年8月上旬
④	各地方厚生（支）局から連絡	令和7年10月上旬
⑤	各地方厚生（支）局から連絡	令和7年12月上旬

※令和6年度からの繰越予算に残額がある場合には、繰越予算を優先的に使用する。

※複数年度事業の場合、毎年度協議を行う必要があるが、2カ年目以降は必ず①にて協議書を提出すること。

※①については、採択予定事業が仮決定される前に協議書を提出いただくこととなるが、協議書を提出したことをもって内示が確約されるものではないことに留意されたい。

※提出期日及び提出先の詳細については各地方厚生（支）局から別途お知らせする。

※本交付金については予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によって登録いただいた協議案件の全てが採択予定事業となるわけではないことに留意すること。

3. 策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上整備計画の内容を精査すること。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

ウ 社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

エ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

4. 協議申請について

エントリーシートの登録にあたっては、「優先順位を付す際の指標」等を参考に、申請自治体内における、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行うこと。なお、この優先順位は採択予定事業の仮決定にあたって参考とする。

また、障害者施設等（障害福祉サービス事業）との合築整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設（障害福祉サービス）の優先順位との相関性を留意すること。

5. その他の留意事項について

(1) 乳児院及び児童養護施設に係る整備計画については、以下によること。

- ① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画（地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備）について、優先的に採択する。
- ② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）については、「令和11年度末までの5年間で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）」（様式第4号）の内容を精査した上で、採択の可否を決定する。
- ③ 大・中・小舎（小規模グループケア以外）を含む整備計画については、採択しない。
ただし、防犯対策、耐震化工事又は老朽化した設備の更新等に係る大規模修繕については、別途、必要性等を考慮の上、判断する。
- ④ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和6年3月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知別添。以下「策定要領」という。）の3の（9）の計画を策定し、かつ、以下の要件をいずれも満たし、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和7年

2月5日付けこ支家第47号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備計画については、補助率を嵩上げする。(1/2 ⇒ 2/3)

(要件)

i 令和11年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 令和11年度末までにケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

(2) 産後ケア事業について

取組を推進するため、産後ケア事業の創設、増築及び増改築に係る整備費について補助率の嵩上げを行っている。(1/2 ⇒ 2/3)

(3) 過去において、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に交付するという事件が発生したことに鑑み、本交付金の整備計画においても、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等について、厳密な審査を行うこと。

(4) 社会福祉法人の設立を伴う場合は、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等が生じないように十分留意すること。

(5) 児童入所施設等にあっては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮すること。

なお、児童心理治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選すること。

(6) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫負担(補助)金の対象事業となる場合は、令和5年8月22日付けこ成事第339号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、同通知別紙の財産処分(取りこわし)協議書を参考として添付すること。

(7) 本交付金の交付に伴う地方財政措置については、設置主体が各都道府県又は市町村の場合は、国の交付金に見合う地方財政措置が行われ、設置主体が社会福祉法人の場合は、従来の国庫補助事業の法人負担相当分を除き、地方財政措置が行われることとなっているので、所要の財源措置に留意すること。

(8) 令和6年度以前からの継続事業については、事業内容の更なる精査を図った上で協議すること。

また、継続事業であっても、2年目以降の国庫補助を確約するものではないので、優先順位付け等をするにあたっては留意すること。

(9) 実施設計費については、内示後に契約したものについてのみ対象経費として認めるこ

と。

(10) 防犯対策の強化に係る整備事業について

対象とする整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事については、別途通知する「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」のとおりであり、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

また、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

(11) 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。（大規模修繕等における障害児通所支援施設等改修整備を除く。）

(12) 事業着手について

内示前に事業着手した場合、補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは、工事契約の締結のことで、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するので、留意すること。

(13) 児童福祉施設等における木材利用の推進について

利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、その他CLTの活用等を行う事業については、採択の際に考慮いたします。

当該事業として申請する際には、協議書様式第3号－2においてその旨を記載するとともに、本整備において木材をどのように利用しているか、具体的に記載すること。

(14) 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）について

非常用設備等は地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

(15) 児童福祉施設等におけるアスベスト対策について

児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等については、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、早期処理に努めるようお願いしているところである。

アスベスト除去のために行う改築や大規模修繕等については、本交付金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう引き続きお願いする。

なお、令和5年10月1日に施行された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、建物の改修・解体時のアスベスト事前調査については、国が定める有資格

者による実施が義務づけられたため留意願うとともに、管内の市町村及び施設に対して積極的な周知をお願いしたい。

（参考 URL）厚生労働省石綿総合情報ポータルサイト
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/poster-r5.pdf>

次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱

協議案件の登録にあたり必要な様式

○ エントリーシート

協議書の提出にあたり必要な様式

- (1) 協議一覧
- (2) 次世代育成支援対策施設整備計画書・・・・・・・・・・様式第1号
- (3) 木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙1
非木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙2
※「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（こ成事第431号令和5年8月22日通知）に基づく整備を行う場合に提出すること。
- (4) 次世代育成支援対策施設整備協議書・・・・・・・・・・様式第3号
施設の配置図及び施設の経歴・・・・・・・・・・様式第3号別紙1
工事実施前の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙2
整備工事実施後の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙3
- (5) 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画の協議を行う場合及び「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備計画の協議を行う場合には、様式第4号を作成すること。
- (6) 整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業（門、フェンス等の外構の設置、修繕等）又は防犯対策強化整備事業（非常通報装置等の設置）の場合、公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もり及び工事請負業者2社の見積もりの写し（PDF）を添付すること。
- (7) 訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算を適用する場合は、公的見積もり及び工事請負業者1社の見積もりの写し（PDF）を添付すること。
- (8) その他都道府県、指定都市、中核市及び市区町村において、必要に応じ参考資料を添付すること。

※こども家庭庁が指定した電子媒体をメールで提出すること。

令和7年度エントリーシート(次世代育成支援対策施設整備交付金)

[illegible]

※行が不足する場合には適宜行を追加してください。

記載方法

- ①「自治体名」 都道府県名、市区町村名を記載する。※都道府県立の施設又は都道府県が補助事業の実施主体となる場合については都道府県名のみ記載してください。

②「施設種別」 施設種別をプルダウンから選択する。

③「施設名」 施設名を記載する。

④「設置主体」 設置主体名を記載する。

⑤「整備区分」 整備区分をプルダウンから選択する。

⑥「整備種別」 整備種別をプルダウンから選択する。

⑦「交付金申請予定額」 交付金申請予定額を記載する。(複数年事業の場合は、当該年度分の申請額を記載する。)

⑧「国庫補助率」 国庫補助率をプルダウンから選択する。

⑨「現定員」 現定員の合計を記載する。(定員設定のある施設種別のみ。)

⑩「整備後定員」 整備後定員の合計を記載する。(定員設定のある施設種別のみ。)

⑪「特別法の有無」 該当するものを記載する。(過疎、山村については加算等の適用はありませんが該当する場合は記載ください)

⑫「国土強靱化地域計画の策定及び国土強靱化地域計画の策定していない場合は未策定、策定しているものの事業名等を記載していない場合は明記なし、策定しておりその地域計画に事業名等を記載している場合は明記済をプルダウンから選択する。

⑬「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業」 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業に該当する場合、該当する事業(耐震化、ブロック塀、水害対策、自家発電)をプルダウンから選択する。

⑭「木材利用の推進」 施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用、その他CLTの活用等を行う事業に該当する場合は○、該当しない場合は×をプルダウンから選択する。

⑮「PFI事業」 PFI事業に該当する場合は○、該当しない場合は×をプルダウンから選択する。※設置主体が民間の場合は×を選択してください。

⑯「事業計画」 年次計画をプルダウンから選択する。年度ごとの進捗率(%)をW列～AA列のセルへ記載する。(Y列に計算式が入っているためそれ以外へ記載する。)

⑰「優先順位」 申請自治体内において、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての事業の中で優先度が高い事業順に順位付けすること。

⑱「都道府県負担額」 都道府県負担額を記載する。

⑲「市町村負担額」 市町村負担額を記載する。

⑳「建物の所有者」 整備する建物が設置主体の「自己所有」が「賃貸物件」をプルダウンから選択する。(「賃貸物件」は大規模修繕等における障害児通所支援施設等改修整備を除き補助対象外。)

㉑「主たる整備目的」 以下①～⑤のうち、該当するものをプルダウンで選択する。

① 平成28年の改正児童福祉法により中核市及び特別区において児童相談所の設置が可能となったこと等による一時保護所の新設等、さらに、令和4年の改正児童福祉法により創設されるこども家庭センターなどの施設・事業所の設置に向けた整備

② 社会的養育推進計画に基づく児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進するための整備

③ 第3期障害児福祉計画(令和6年度～8年度)の基本方針に基づく障害児支援施設等の整備

④ 自治体として意思決定している重要な整備案件(今夏の熱中症対策のための冷房設備にかかる整備など)

⑤ その他(①～④以外)

㉒「整備概要」 「主たる整備目的」にて③～⑤のいずれかを選択した場合、整備概要について記載する。(例)「今夏の熱中症対策のための冷房設備にかかる整備」

㉓「社会福祉施設等との合築整備」 厚生労働省所管「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用した障害者施設等との合築整備である場合は、「○」、それ以外は「×」を選択する。

㉔「事業着手予定月」 事業着手(契約の締結)予定時期をプルダウンで選択する。また、令和6年度以前からの継続事業については「継続事業」を選択する。

㉕「調査未回答」 「次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画等調査について(追加調査)」(令和6年6月27日付け事務連絡)において、回答していない事業の場合は○を選択する。※(令和6年度)調査表において回答された事業も本項目において、回答し

㉖「交付要綱案8(1)の事業」 交付要綱案8(1)に該当し、補助率の嵩上げを行う予定の事業であれば「○」を選択する。

都道府県	市区町村	フラグ	施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備種別	対象経費の実 支出予定額 （千円）	交付基礎点 数 （千円）	交付金 申請額 （千円）	国庫補助率	現定員	整備後定員	増加定員	特別法の 有無①	特別法の 有無②	特別法の 有無③	国土強靱化 地域計画の 策定及び計 画への記載	5か年加速化 対策に基づく 事業	木材利用の 推進	PFI事業	事業計画	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	完成予定年月 日	都道府県負担額（千円）	市町村負担額（千円）	備考
〇〇県	〇〇市	〇〇県-〇〇 市	0	0		0	通常整備事 業分	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	単年度			100.0%			M33.1.0	0	0	

※備考欄を除き、記入不要です。（様式第3号より自動入力されます。）

令和 年度次世代育成支援対策施設整備計画書及び防犯対策整備強化計画書
通常整備事業分

都道府県・市町村名：〇〇県〇〇市

整備計画等の概要

施設種別	施設名	設置主体	所 在 地	整備区分	防犯マニュアル等の整備の有無※	交付基礎点数	交付金所要額	年次計画	抵当権設定の有無
0	0		0	0			0千円	今年度工事 進捗率 100.0%	

※整備区分が防犯対策の場合、「防犯マニュアル等の整備の有無」を必ず記載すること。これについては、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築しているかにより判断すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号、こ支虐69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無について選択すること。

2．整備の目的（防犯対策強化に係る整備の場合、その施設名、概要及び防犯対策強化の必要性を認めた理由を具体的に記入すること）

3．次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置づけ

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

（１）児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去３年分）、職員の配置状況（過去３年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

（２）児童入所等施設等（自立援助ホーム、ファミリーホーム分を含む。）の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式第１号－２についても作成されたい。

（３）子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

5 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

なお、耐震化を行う施設種別が、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所一時保護施設の場合、整備を行う年度の２年度前の年度末時点における管内の未耐震施設に係る耐震化整備実施計画について、様式第１号－３を作成すること。

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号）第５条及び第６条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式第1号 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 施設整備の概要について

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「交付基礎点数」・「交付金所要額」・「年次計画」を記入すること。

※「所在地」：市区町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「防犯マニュアル等の整備の有無」：施設の防犯対策に係るマニュアルの作成の有無について記入すること。

※「交付基礎点数」「交付金所要額」：「交付基礎点数」「交付金所要額」を算出し、記入すること。また、継続事業については、全体の数字を記入し、当該年度の数字を（ ）書きすること。

※「年次計画」：今年度の進捗率を記入すること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

防犯対策の強化に係る整備については、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置づけ

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、整備を行う年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。（行動計画の該当部分を資料として添付すること。）

※必要に応じ、資料を添付すること。

※障害児施設等においても記載が必要である。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備を行う年度の整備計画をふまえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

（様式第1号－2） 児童入所等施設を整備する場合

都道府県・市区町村名:〇〇県〇〇市

部(局)課名:部課

担当者名電話mail-

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位:人、%)

施設種別	(元号) 年度 *3年度前の年度			(元号) 年度 *2年度前の年度			(元号) 年度(月 日現在) *前年度			(元号) 年度 *整備を行う年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)										
母子生活支援施設										
児童養護施設(※1)										
児童心理治療施設(※1)										
児童自立支援施設(※1)										

(注)定員、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親等委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合) (単位:%)

(元号) 年度 *3年度前の年度	(元号) 年度 *2年度前の年度	(元号) 年度 *前年度	【里親等委託率算出方法】 里親等委託率(%)=((里親委託児童数+ファミリーホーム児童委託数) ÷(児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+里親委託児童数+ファミリーホーム児童委託数)) ×100 なお、3年度前の年度、2年度前の年度については3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入。
		(月 日 現在)	

3 その他の状況

	(元号) 年度 *3年度前の年度	(元号) 年度 *2年度前の年度	(元号) 年度 *前年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)				

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 各年度末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

耐震化整備の状況について

都道府県・市町村名 ○○県○○市

管内の助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設及び障害児入所施設の状況について記載すること。

1. 管内の未耐震施設総数 　　　　　 箇所

(管内の全施設総数 　　　 箇所)

※整備を行う年度の2年度前の年度末時点

2. 管内施設の耐震化整備に係る計画の有無 (有 ・ 無)

「有」の場合

計画の概要を以下に記述してください。（計画書を別添で提出してください。）

--

計画完了までのスケジュールを具体的に記述してください。

(例) 耐震化率等の数値目標がある場合は必ず記入してください。
・ (〇〇年度) △% → (□□年度) ▽% (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)
・ (〇〇年度) △か所 → (□□年度) ▽か所 (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)

「無」の場合

計画を策定していない理由及び今後の計画の策定についてのお考えを以下に具体的に記述してください。（耐震化整備事業の計画が何もない場合には、採択をしない場合もございます。）

--

3. 耐震化整備推進のための取組（有・無）

※「有」の場合はその内容

(例)

- ・法人に対し、耐震化に関する説明会・ヒアリング、個別の指導・助言等を行った。
- ・ホームページや広報誌等により、耐震化に関する意識啓発を行っている。

(例)

- ・ 法人に対し、耐震化に関する説明会・ヒアリング、個別の指導・助言等を行った。
- ・ ホームページや広報誌等により、耐震化に関する意識啓発を行っている。

4. 耐震化整備を推進する上での課題

(例)

- ・ 法人の耐震化に対する意識が低い
- ・ 法人負担分の財源の目途が立たない 等

(例)

- ・ 法人の耐震化に対する意識が低い
- ・ 法人負担分の財源の目途が立たない 等

優先順位を付す際の指標

申請自治体内における整備事業においては、以下の指標を参考に優先順位を付すとともに、障害児施設等においては、当該都道府県並びに市町村の障害児福祉計画に位置づけられているか及び「障害児施設等において留意すべき事項について」との整合性が保たれているかを確認されたい。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 障害児施設等においては、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- タ 児童福祉施設等においては、別に定める「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いもの

評価基準算定要領

整備区分ごとに以下の項目によって評価し、ポイントを算定する。

なお、障害児施設等は算定を要しない。

【児童相談所一時保護施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ②定員増（創設）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

(4) 改築 ①+④×2+⑥×2

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
- 個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

【助産施設】

(1) 創設 ①+④×2+⑤×2

- ①基本ポイント
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

- ④高機能化は、安全・快適な助産のための特別な整備として、子ども・子育てビジョンに掲げる「安心して妊娠・出産できるように」に資するような機能を具備すること。
- ⑤個別対応のための居室等の改善は、居室の個室化等を行うこと。ただし、「④高機能化」と重複するものではないこと。

(2) 改築 ①+③×2+④+⑤

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第2号別紙1、別紙2により、老朽度を算出すること。

(3) 増築 ①+②×2+④+⑤

- ①基本ポイント
- ②定員増について
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

- ②定員増については、増築を行う前の当該助産施設の定員に対する増加分であること。

(4) 増改築 ①+②+③+④+⑤

- ①基本ポイント
- ②定員増について
- ③老朽度／築年数

- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

(5) 大規模修繕・拡張 ①+③+(④+⑤)÷2

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

【乳児院】

(1) 創設・増築 ①+②+⑤+⑥+⑦

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合 ①+⑥×4)

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

⑤創設における入所率については、管内の乳児院の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の乳児院における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式 $\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
--

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 地域分散化に係る整備
- (Ⅱ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅲ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
- (Ⅳ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
- (Ⅴ) 心理療法室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅷ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
- (Ⅸ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。ただし、小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合には、「7つ該当」として加算する。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(2) 改築（改築前の認可定員が35人以下の場合）・増改築 ①+②+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備

(Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備

(Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

(Ⅳ) 心理療法室の整備

(Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

(Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備

(Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

（3）改築（改築前の認可定員が36人以上の場合）

①+③+④+⑥+⑦

①基本ポイント

③認可定員の縮小割合

④老朽度／築年数

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備

(Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備

(Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

(Ⅳ) 心理療法室の整備

(Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

(Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備

(Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

（4）大規模修繕・拡張 ①+②+④+⑥+⑦

①基本ポイント

- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
 - (Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

【母子生活支援施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員（世帯）増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の母子生活支援施設の年間平均入所率を使用する。
 入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の母子生活支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot \cdot \\ \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - （Ⅰ）子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - （Ⅱ）病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - （Ⅲ）母子家庭等子育て支援室の整備
 - （Ⅳ）心理療法室の整備
 - （Ⅴ）一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

（3）増改築 ①＋（③＋⑤）÷2＋④＋⑥＋⑦

- ①基本ポイント
- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - （Ⅰ）子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - （Ⅱ）病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

- (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(4) 改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
- なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
- なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot\cdot \\ \cdot \\ \cdot\cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
- なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- 築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備

- (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童厚生施設】

(1) 創設 ①+②+④+⑤

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況
- ④多機能化のための整備
- ⑤開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

- ④「多機能化のための整備」に該当する項目は、
 - (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）を設置する等、機能強化を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(2) 改築 ①+③+④+⑤

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④多機能化のための整備
- ⑤開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。
 この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
 - ④「多機能化のための整備」に該当する項目は、
 - (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）を設置する等、機能強化を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2 (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数

④多機能化のための整備

〔補足〕

③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。

この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

④「多機能化のための整備」に該当する項目は、

(Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの

(Ⅱ) 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）を設置する等、機能強化を図るもの

(Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。

(Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童養護施設】

(1) 創設・増築 $①+②+⑤+(⑥+⑦) \div 2 + ⑧$

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに地域小規模児童養護施設又は分園型小規模GCを整備する場合 $①+⑧ \times 4$)

①基本ポイント

②認可定員

⑤計画施設における小規模化の割合

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

⑧計画施設における形態

〔補足〕

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 事務室の整備

(Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備

(Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備

(Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備については必須。

それに加えて、

(Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(2) 改築（改築前の認可定員が60人以下の場合）・増改築

$①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦) \div 3$

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における形態

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 事務室の整備
- (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
- (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
- (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

（3）改築（改築前の認可定員が61人以上の場合）

$$\text{①} + \text{③} + \text{⑤} + \text{⑧} + (\text{④} + \text{⑥} + \text{⑦}) \div 3$$

- ①基本ポイント
- ③認可定員の縮小割合
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における小規模化形態

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 事務室の整備
- (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
- (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
- (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(4) 大規模修繕・拡張 $①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦) \div 3$

- ①基本ポイント
②認可定員
④老朽度／築年数
⑤計画施設における小規模化の割合
⑥環境改善等のための整備
⑦職員配置体制
⑧計画施設における小規模化形態

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 事務室の整備
(Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
(Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
(Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

【児童心理治療施設】

(1) 創設 $① \times 2 + ② + ⑤ + ⑥$

- ①基本ポイント
②定員増について（創設）
⑤入所率（年間平均）
⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の児童心理治療施設の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童心理治療施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

なお、管内に児童心理治療施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模ケア化に係る整備
 - (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
- のいずれかの整備を行う場合とする。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。

と。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

（４）改築 ①＋（④＋⑥）×２

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

（５）大規模修繕・拡張 ①＋④＋⑥（３０ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童自立支援施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

②定員には通所部門の定員を含めること。

⑤創設における入所率については、管内の児童自立支援施設の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式 $\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
--

なお、管内に児童自立支援施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

③定員には通所部門の定員を含めること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 + ④+⑥+⑦

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

④老朽度／築年数

⑤入所率（年間平均）

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

〔補足〕

③定員には通所部門の定員を含めること。

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備

(Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(4) 改築 ①+④+⑥×2+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模ケア化に係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童家庭支援センター】

(1) 創設 ①+③+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ③都道府県（指定都市等）内での設置状況
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ④併設施設でのショートステイの実施もしくは実施予定がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(2) 改築 ①+②+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ④併設施設でのショートステイの実施がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(3) 大規模修繕 ①+②+⑤（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

【児童自立生活援助事業所】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

⑤創設における入所率については、管内の児童自立生活援助事業所の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立生活援助事業所における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

⑦創設における就業率については、管内の児童自立生活援助事業所の年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立生活援助事業所における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

（2）増築 ①＋③＋⑤＋⑥＋⑦

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

⑦創設における就業率については、管内の児童自立生活援助事業所の年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立生活援助事業所における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 + ④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$

- ⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立生活援助事業所における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(4) 改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

4月の定員

3月の定員

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\frac{\text{一人部屋の総数}}{\text{居室の総数}} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

⑦創設における就業率については、管内の児童自立生活援助事業所の年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立生活援助事業所における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

（5）大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\frac{\text{一人部屋の総数}}{\text{居室の総数}} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

【ファミリーホーム】

（1）創設 ①+②×2+⑤+⑥

①基本ポイント

②定員増について（創設）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

⑤創設における入所率については、管内のファミリーホームの年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内のファミリーホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(4) 改築 ①+④×2+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

（5）大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

- ①基本ポイント
 ④老朽度／築年数
 ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
 築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

【子育て支援のための拠点施設】

子育て支援のための拠点施設 ①+②+③

- ①基本ポイント
 ②開所日数等
 ③多機能化

〔補足〕

- ②「開所日数等」は、当該施設が週何日開所しているか（評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。）または余裕教室等の利用の有無により、ポイントの高い方を利用する。
- ③「多機能化」に該当する事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に定める地域型保育事業または第59条に定める地域子ども・子育て支援事業とし、当該施設において、
- ・ 1種類の事業を実施する場合 「1つ実施」
 - ・ 5種類の事業を実施する場合 「5つ以上実施」
- とする。

【地域子育て支援拠点事業所】

地域子育て支援拠点事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）に定める加算の有無により、ポイントの高い方を利用する。（ただし開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く）

【一時預かり事業所】

一時預かり事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

【利用者支援事業所】

利用者支援事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、またはアウトリーチ型支援を実施しているか、または夜間・休日対応施設かにより、ポイントの高い方を利用する。
※「アウトリーチ型支援の実施」とは、支援を必要としている子育て家庭に出向いて相談支援等を実施する場合。

※「夜間・休日対応施設」とは、18時以降2時間以上、あるいは土曜日、日曜日、国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う施設

【産後ケア事業を行う施設】

（1）創設 ①+②+（④+⑤+⑥）÷3

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況

- ④施設類型
- ⑤複合型施設
- ⑥開所日数

〔補足〕

- ⑥「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

（２）創設以外 ①＋③＋（④＋⑤＋⑥）÷３

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④施設類型
- ⑤複合型施設
- ⑥開所日数

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第２号別紙１又は別紙２により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第３号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

【防犯対策強化整備事業を実施する施設】

防犯対策強化整備事業 ①＋②＋③（３０ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②入所施設・入所施設以外
- ③防犯訓練の実施の有無

〔補足〕

- ②「入所施設・入所施設以外」は入所施設については１０ポイント、それ以外を５ポイントとする。
- ③「防犯訓練の実施の有無」は当該施設において防犯訓練を定期的に行っている場合は１０ポイント、それ以外は５ポイントとする。

【こども家庭センター】

こども家庭センター

- ①×３（３０ポイント満点）
- ①基本ポイント

【里親支援センター】

（１）創設 ①＋③＋④＋⑤×２

- ①基本ポイント
- ③都道府県（指定都市等）内での設置状況
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ④併設施設でのショートステイの実施もしくは実施予定がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(2) 改築 ①+②+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ④併設施設でのショートステイの実施がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(3) 大規模修繕 ①+②+⑤（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

【社会的養護自立支援拠点事業所】

社会的養護自立支援拠点事業所

- ①×2+②（30ポイント満点）
- ①基本ポイント
- ②環境改善等のための整備

〔補足〕

- ②「環境改善等のための整備」に該当する項目は
（Ⅰ）本事業のための居室の整備
の整備を（及び行っている場合）とする。

【妊産婦等生活援助事業所】

妊産婦等生活援助事業所

①×2+②（30ポイント満点）

①基本ポイント

②環境改善等のための整備

〔補足〕

②「環境改善等のための整備」に該当する項目は

（Ⅰ）本事業のための居室の整備

の整備を（及び行っている場合）とする。

【児童育成支援拠点事業】

児童育成支援拠点事業 ①+②+（③+④+⑤）÷3

①基本ポイント

②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策

③開所日数

④開所時間

⑤職員配置体制について

〔補足〕

③市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策について、直近の実績÷目標値による割合を記入にすること。

④「開所時間」は、平日における開所時間を記入すること。

⑤職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、ソーシャルワーク専門職員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。

【子育て短期支援事業所】

（１）創設 ①+②+（④+⑤）÷2

①基本ポイント

②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策

④専任人員の配置の有無

⑤親子入所支援の実施の有無

〔補足〕

②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策について、直近の実績÷目標値による割合を記入にすること。

創設における④専任人員の配置の有無及び⑤親子入所支援の実施の有無については、事業開始後の予定を記載すること。

（２）増築 ①+②+（④+⑤）÷2

①基本ポイント

②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策

④専任人員の配置の有無

⑤親子入所支援の実施の有無

〔補足〕

②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策について、直近の実績÷目標値による割合を記入にすること。

増築における④専任人員の配置の有無及び⑤親子入所支援の実施の有無については、申請時点の状況を記載すること。

（３）増改築 ①+②+（③+④+⑤）÷3

- ①基本ポイント
- ②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策
- ③老朽度／築年数
- ④専用人員の配置の有無⑤親子入所支援の実施の有無

〔補足〕

- ②市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策について、直近の実績÷目標値による割合を記入すること。
- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
増改築における④専用人員の配置の有無及び⑤親子入所支援の実施の有無については、申請時点の状況を記載すること。

（４）改築 ①＋③＋（④＋⑤）÷２

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④専用人員の配置の有無
- ⑤親子入所支援の実施の有無

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
改築における④専用人員の配置の有無及び⑤親子入所支援の実施の有無については、申請時点の状況を記載すること。

（５）大規模修繕・拡張 ①＋③＋（④＋⑤）÷２

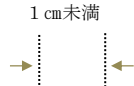
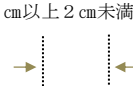
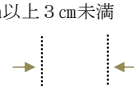
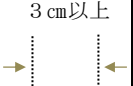
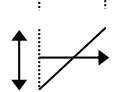
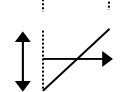
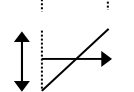
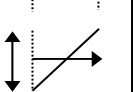
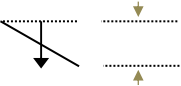
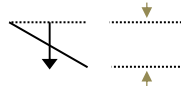
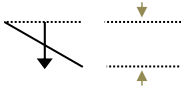
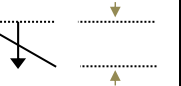
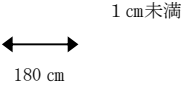
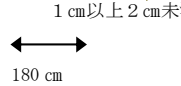
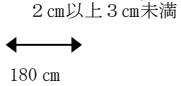
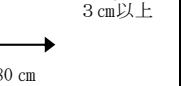
- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④専用人員の配置の有無
- ⑤親子入所支援の実施の有無

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
増改築における④専用人員の配置の有無及び⑤親子入所支援の実施の有無については、申請時点の状況を記載すること。

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) 施設名					建物の名称																																								
老朽度							調査員 職 名		氏 名																																				
A点×B点×C点 (係数) =							点																																						
A 構 造 耐 力		区 分	a	点	b	点	c	点	d	点																																			
	①	基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0																																			
	②	土 台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0																																			
	③	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0																																			
	柱	平屋の場合の柱	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満																																						
	④	根 継	ア 大部分 (半数以上) 柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分 (半数以上) の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本 (乗率0.8) 本のうち 本 (乗率0.9) (乗率1.0)																																					
	※評点 上記①～③の計 () 点× $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ +50 点 = () 点																																												
B 保 存 度	区 分		a	点	b	点	c	点	d	点																																			
	①経 過 年 数		5 年 未 満	5	5 年以上 18 年未満	3	18 年以上 30 年未満	2	3 0 年 以 上	0																																			
	②基礎の不同沈下		な い	6	ほ と ん ど な い	4	か な り あ る (見てわかる程度)	1	ひ ど い	0																																			
	腐 朽 度	③外 壁 の 土 台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0																																			
		④外 壁 の 柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0																																			
		⑤梁 (は り)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0																																			
	傾 斜 度	⑥	ア 梁 行 (はりゆき)		20		15		10		0																																		
			イ 桁 行 (けたゆき)		20		15		10		0																																		
		⑦	ウ 梁 行 (はりゆき)		15		10		5		0																																		
			エ 桁 行 (けたゆき)		15		10		5		0																																		
※評点 上記の計 () 点																																													
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離			b 積 雪			c 地 盤																																						
	① 海岸から8kmをこえる			① 毎年少ない (0～20 cm未満)			① 普 通																																						
	② 海岸から4kmをこえる8km以内			② 毎年かなりつもる (20～100 cm未満)			② やや軟弱																																						
	③ 海岸から4km以内			③ 毎年ひどくつもる (100 cm以上)			③ 軟 弱																																						
※評点 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) より																																													
(附表)																																													
<table><tr><td>係 数</td><td>1.00</td><td>0.98</td><td>0.96</td><td>0.94</td><td>0.92</td><td>0.90</td><td>0.88</td><td>0.86</td><td>0.84</td><td>0.82</td><td>0.80</td></tr><tr><td>外力条件</td><td>①①①</td><td>②①①</td><td>①①② ①②① ③①①</td><td>②①② ②②①</td><td>①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①</td><td>②①③ ②②② ②③①</td><td>①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①</td><td>②②③ ②③②</td><td>①③③ ③②③ ③③②</td><td>②③③</td><td>③③③</td></tr><tr><td>分類番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	分類番号											
係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																																		
外力条件	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																																		
分類番号																																													

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。
2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。
なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立てから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
(1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
(2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。
5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) ／施設名					建物の名称						
現存率 ①×100		%		評点		老朽度		調査員 _____ 氏名 _____			
区 分	構 成	P	種 類	N	各 部 現 存 率		K	再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R = P×N / 0.4	現存指数 K×R	現 存 率 Σ (K×R) / Σ (R)
					内 容						
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4							
	外 壁	25	・タイル（小口） ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6							
	内 壁	20	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7							
	天 井	20	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7							
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル（暗） ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7							
外部建具	35	・アルミサッシ（オーダー） ・アルミサッシ（既成） ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7								
内部建具	10	・木製	1.0								
小 計											
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上） ・蛍光灯（300LX程度以下） ・白熱灯	1.0 0.8 0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4							
暖 房	40	・空気調和 ・温風（ボイラー方式） ・温風（熱風炉式） ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0								
小 計											
外 力 条 件		25	別表による係数								
合 計											①

各部現存率（K）

各部現存率Kの値	（構造）内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2, 0.1
	（仕上、設備）内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2, 0.1

外力条件（N）

a	海岸からの距離	b	積	雪	c	地	盤				
①	海岸からの距離が8 k mをこえる	①	毎年少ない	(0～20 c m未満)	①	普通					
②	海岸から4 k mをこえる8 k m以内	②	毎年かなりつもる	(20～100 c m未満)	②	やや軟弱					
③	海岸から4 k m以内	③	毎年ひどくつもる	(100 c m以上)	③	軟弱					
※率(外力条件分類番号 a b c) 下記(付表) により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

- （注） 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと（棟別）に作成すること。
- 2 各区分ごとの種類欄（N）は、該当するか所を○で囲むこと。
- 3 各部現存率欄（K）は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
- 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄（N）及び各部現存率欄（K）記入すること。
- なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
- 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

(元号) 年度 次世代育成支援対策施設整備計画協議総括表

都道府県・市区町村名 ○○県○○市

[illegible]

都道府県・市区町村名

[illegible]

様式第2号 記入要領

- 評価ポイント欄の「事項」欄には、下記評価ポイント表の事項を記載すること。
- 評価ポイント欄の「事項内容」欄には、下記評価ポイント表の事項に該当する貴都道府県・市区町村の状況を記載すること。
- 評価ポイント欄の「ポイント」欄には、下記評価ポイント表より、貴都道府県・市区町村のポイントを算出し、記載すること。
- 1つの施設において複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、評価ポイントについては、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）により算出すること。
- 評価ポイントの「事項」として「老朽度」を使用する場合は、「老朽民間児童福祉施設の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612001号）を参考として、「様式第2号別紙1 木造社会福祉施設老朽度調査表」又は、「様式第2号別紙2 非木造社会福祉施設老朽度調査表」を添付すること。
- 以下の記載にかかわらず、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）によって新たに規定された事業を行う事業所又は施設（※）を創設する場合においては、令和6年度以降、5か年度においては評価ポイントを満点とする。
（※）こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業所のことをいう。

（1）児童相談所一時保護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増（創設）	20人以上			15人以上			10人以上				左記以外
③定員増（増築・増改築）	10人以上			7人以上			5人以上				左記以外
④老朽度／築年数 ※1 ※2	特A又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤入所率 ※5	80%以上		60～79%								左記以外
⑥個別処遇のための居室の個室化	実施										左記以外

- ※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下
- ※2 複数の理由に該当する場合は、一番ポイントの高いものを適用
- ※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。
- ※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。
- ※5 入所率については、前年度の実績とするが、政令設置市（中核市）の整備については、都道府県の入所率より算出

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋⑤＋⑥×2	※ 30ポイント満点
増築	①＋③＋⑤＋⑥×2	
増改築	①＋③＋④＋⑤＋⑥	
改築	①＋④×2＋⑥×2	
大規模修繕・拡張	①＋④＋⑥	

(2)助産施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増について	5人以上増		4人増		3人増		2人増		1人増		左記以外
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④高機能化について	安全・快適な助産のための特別な整備										左記以外
⑤個別対応のための居室等の改善	有り										無し

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、一番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋④×2＋⑤×2
改築	①＋③×2＋④＋⑤
増築	①＋②×2＋④＋⑤
増改築	①＋②＋③＋④＋⑤
大規模修繕・拡張	①＋③＋(④＋⑤)÷2

※ 30ポイント満点

(3)乳児院

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②認可定員	15～20人		21～35人								左記以外
③認可定員の縮小割合 ※1	50%以上		40%以上		30%以上		20%以上		10%以上		左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)※6	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備※7	7つ以上		6つ該当	5つ該当	4つ該当	3つ該当	2つ該当		1つ該当		左記以外
⑦職員配置体制について※8	2つ以上該当					1つ該当					左記以外

※1 定員36人以上の施設を改築する場合のみ適用

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の乳児院の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。

※7 環境改善等のための整備項目は、地域分散化に係る整備、小規模ケア化に係る整備、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、心理療法室、家庭支援専門相談員のための専用相談室、親子生活訓練室、年齢延長児受け入れのための居室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。
小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模GCの整備を実施する場合には、「7つ該当」として加算する。

※8 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合(及び行っている場合)とする。
心理療法担当職員の配置については、併せて家族療法を実施する場合に「1つ該当」として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設・増築	①＋②＋⑤＋⑥＋⑦
創設・増築(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模GCの整備を実施する場合)	①＋⑥×4
改築(改築前の認可定員が35人以下の場合)・増改築	①＋②＋④＋⑥＋⑦
改築(改築前の認可定員が36人以上の場合)	①＋③＋④＋⑥＋⑦
大規模修繕・拡張	①＋②＋④＋⑥＋⑦

(4)母子生活支援施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員(世帯)増について(創設)	20世帯以上		15世帯以上		10世帯以上		5世帯以上				左記以外
③定員(世帯)増について(増築・増改築)	10世帯以上		7世帯以上		5世帯以上		2世帯以上				左記以外
④老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤入所率(年間平均)※5	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備※6	4つ以上			3つ該当		2つ該当			1つ該当		左記以外
⑦職員配置等の体制について※7	2つ以上該当					1つ該当					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内の母子生活支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。

※6 環境改善等のための整備項目は、子育て短期支援事業のための居室等、病児・病後児保育事業のための保育室等、母子家庭等子育て支援室、心理療法室、一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

※7 心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋⑤＋⑥＋⑦
増築	①＋③＋⑤＋⑥＋⑦
増改築	①＋(③＋⑤)÷2＋④＋⑥＋⑦
改築	①＋④＋⑤＋⑥＋⑦
大規模修繕・拡張	①＋④＋⑥

※ 30ポイント満点

(5)児童厚生施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②同市町村内での設置状況	未設置										左記以外
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④多機能化のための整備(※5)	4つ該当			3つ該当			2つ該当			1つ該当	左記以外
⑤開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定(※6)	実施										左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 ①親と子の交流スペースや相談室の設置、②地域における「こどもの居場所」として児童館の機能強化(中・高校生等の活動のための創作活動室の設置等)、
③地域組織(母親クラブ)による活動を積極的な実施、④世代間交流に資するためのスペースの確保のいずれかの整備を行う場合(創設の場合は実施予定も含む)。

※6 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されている場合(創設の場合は実施予定も含む)。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋④＋⑤
改築	①＋③＋④＋⑤
大規模修繕・拡張	①＋③＋④÷2

※ 30ポイント満点

(6)児童養護施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②認可定員	42～45人		41人以下				46～60人				左記以外
③認可定員の縮小割合 ※1	50%以上		40%以上		30%以上		20%以上		10%以上		左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤計画施設における小規模化の割合 ※6	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	1単位以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備 ※7	6項目該当		5項目該当		4項目該当						左記以外
⑦職員配置体制について ※8	2つ以上該当					1つ該当					左記以外
⑧計画施設における形態 ※9	敷地外 分園		同一敷地内 別棟								左記以外

※1 定員61人以上の施設を改築する場合のみ適用

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 施設内ユニット(同一建物内を区切ることにより1つの養育単位を構成しているものを指す。以下同じ。)を除いて算定した割合に基づくポイントを適用すること。
ただし、施設内ユニットを含めて算定した割合に基づくポイントについても、下段()書きで別掲すること。

※7 環境改善等のための整備項目は、事務室、相談室・心理療法室、集会室・地域交流スペース、不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の4項目は必須。
それに加えて、子育て短期支援事業のための居室、親子生活訓練室。

※8 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合(及び行っている場合)とする。
心理療法担当職員の配置については、併せて家族療法を実施する場合に「1つ該当」として加算する。

※9 複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用

○各整備区分ごとの算定方法

創設・増築	①＋②＋⑤＋(⑥＋⑦)÷2＋⑧
創設・増築(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに地域小規模児童養護施設又は分園型小規模GCを整備する場合)	①＋⑧×4
改築(改築前の認可定員が60人以下の場合)・増改築	①＋②＋⑤＋⑧＋(④＋⑥＋⑦)÷3
改築(改築前の認可定員が61人以上の場合)	①＋③＋⑤＋⑧＋(④＋⑥＋⑦)÷3
大規模修繕・拡張	①＋②＋⑤＋⑧＋(④＋⑥＋⑦)÷3

(7)児童心理治療施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増について(創設 (※1))	50人以上			40人以上			30人以上				左記以外
③定員増について(増築・増改築 (※1))	15人以上			10人以上			5人以上				左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置 10P)	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	3つ以上				2つ該当				1つ該当		左記以外

※1 通所部門の定員を含む

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の児童心理治療施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、心理療法室の整備、親子生活訓練室の整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備、外来機能の設置、短期入所機能の設置を行う場合(及び行っている場合)とする。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①×2+②+⑤+⑥
増築	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+(④+⑥)×2
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※ 30ポイント満点

(8)児童自立支援施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増について(創設(※1))	70人以上		60人以上		45人以上		30人以上				左記以外
③定員増について(増築・増改築(※1))	20人以上		15人以上		10人以上		5人以上				左記以外
④老朽度／築年数 ※2 ※3	特A 又は※4	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※5	14年～10年 ※5			左記以外
⑤入所率(年間平均)(※6 未設置10P)	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥環境改善等のための整備(※7)	5つ以上		4つ該当		3つ該当		2つ該当		1つ該当		左記以外
⑦職員配置体制について(※8)	2つ該当					1つ該当					左記以外

※1 通所部門の定員を含む。

※2 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※3 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※4 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※5 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※6 創設の場合は管内の児童自立支援施設の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※7 環境改善等のための整備項目は、小規模ケア化のための整備、通所部門の拡充又は設置に係る整備、退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設(自活療など)の整備、心理療法室、親子生活訓練室、家庭支援専門相談員の専用相談室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合(及び行っている場合)とする。

※8 心理療法担当職員の配置のみの場合は、「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「2つ該当」として加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋⑤＋⑥＋⑦
増築	①＋③＋⑤＋⑥＋⑦
増改築	①＋(③＋⑤)÷2＋④＋⑥＋⑦
改築	①＋④＋⑥×2＋⑦
大規模修繕・拡張	①＋④＋⑥

※この場合、端数ポイントは切り上げるものとする。

※ 30ポイント満点

(9)児童家庭支援センター

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
③都道府県(指定都市)内での設置状況	未設置										左記以外
④併施設設でのショートステイ実施状況(※5)	実施										左記以外
⑤併施設設の一時保護委託等 (年間延べ件数) (※6)	50件以上			30件以上			15件以上				左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。他の施設を転用して設置した場合は、転用前の経過年数を含む。

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて耐震化を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は実施予定も含む。

※6 児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものについて加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋③＋④＋⑤×2
改築	①＋②＋④＋⑤×2
大規模修繕・拡張	①＋②＋⑤

※ 30ポイント満点

(10)児童自立生活援助事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増について(創設)	15人以上		10人		5人						左記以外
③定員増について(増築・増改築)	10人以上		8人		6人		4人		2人		左記以外
④老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤年間平均入所率 ※5	95%以上			90%以上			85%以上				左記以外
⑥計画施設における全居室に対する個室の割合	60%以上					50%以上					左記以外
⑦年間平均就業率 ※6	90%以上		80%以上		70%以上		60%以上		50%以上		左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内の児童自立生活援助事業所の入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

※6 創設の場合は管内の児童自立生活援助事業所の就業率とし、その他の工事の場合は計画施設の就業率とする。未設置の場合は、就業率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋⑤＋⑥＋⑦
増築	①＋③＋⑤＋⑥＋⑦
増改築	①＋(③＋⑤)÷2＋④＋⑥＋⑦
改築	①＋④＋⑤＋⑥＋⑦
大規模修繕・拡張	①＋④＋⑥

※この場合、端数ポイントは切り上げるものとする。

※30ポイント満点

(11)ファミリーホーム

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②定員増について(創設)	5人以上										左記以外
③定員増について(増築・増改築)	1人										左記以外
④老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
⑤年間平均入所率 ※5	95%以上			75%以上			55%以上				左記以外
⑥計画施設における全居室に対する個室の割合	60%以上					50%以上					左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は管内のファミリーホームの入所率とし、その他の工事の場合は計画施設の入所率とする。未設置の場合は、入所率のポイント評価が不可能なため10ポイント加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①+②×2+⑤+⑥
増築	①+③+⑤+⑥×2
増改築	①+③+④+⑤+⑥
改築	①+④×2+⑤+⑥
大規模修繕・拡張	①+④+⑥

※30ポイント満点

(12)子育て支援のための拠点施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②開所日数等 ※1	週7日 又は余裕教室等の利用		週6日		週5日		週4日	週3日	週2日	週1日	左記以外
③多機能化 ※2	5つ以上実施	4つ実施	3つ実施	2つ実施	1つ実施						実施なし

※1 「開所日数等」は、当該施設が週何日開所しているか(評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。)または余裕教室等の利用の有無により、ポイントの高い方を利用する。

※2 「多機能化」に該当する事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に定める地域型保育事業または第59条に定める地域子ども・子育て支援事業とし、当該施設において、

- ・1種類の事業を実施する場合 「1つ実施」
 - ・5種類の事業を実施する場合 「5つ以上実施」
- とする。

※3 「開所日数等」「多機能化」の具体的な内容については、様式第1号の「2. 整備の目的」に記載すること。

○各整備区分ごとの算定方法

子育て支援のための拠点施設	①+②+③	※ 30ポイント満点
---------------	-------	------------

(13)地域子育て支援拠点事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②開所日数	週7日 ※1		週6日		週5日		週4日	週3日			左記以外
③開所時間等 ※2	8時間以上 又は加算事 業の実施		7時間		6時間		5時間				実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

※2 「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)に定める加算事業の実施の有無により、ポイントの高い方を利用する。(ただし「②開所日数」で開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く)

○各整備区分ごとの算定方法

地域子育て支援拠点事業所	①+②+③	※ 30ポイント満点
--------------	-------	------------

(14)一時預かり事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②開所日数	週7日 ※1		週6日		週5日		週4日	週3日	週2日	週1日	左記以外
③開所時間等	8時間以上		7時間		6時間		5時間				実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

○各整備区分ごとの算定方法

一時預かり事業所	①＋②＋③	※ 30ポイント満点
----------	-------	------------

(15)利用者支援事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②開所日数	週7日 ※1		週6日	週5日	週4日		週3日		週2日	週1日	左記以外
③開所時間等 ※2	8時間以上 又はアウト リーチ型支 援の実施(※ 3)又は夜 間・休日対応 施設(※4)		7時間	6時間	5時間		4時間	3時間	2時間	1時間	実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

※2 「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、またはアウトリーチ型支援を実施しているかにより、ポイントの高い方を利用する。

※3 「アウトリーチ型支援の実施」とは、支援を必要としている子育て家庭に出向いて相談支援等を実施する場合。

※4 「夜間・休日対応施設」とは、18時以降2時間以上、あるいは土曜日、日曜日、国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う施設。

○各整備区分ごとの算定方法

利用者支援事業所	①+②+③	※ 30ポイント満点
----------	-------	------------

(16)産後ケア事業を行う施設

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②同市町村内での設置状況	未設置										左記以外
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④施設類型	短期入所型			通所型			居宅訪問型				
⑤複合型施設	3類型全て 実施			短期入所型と通 所型或いは居宅 訪問型のいずれ か実施				通所型と居宅訪 問型を実施			左記以外
⑥開所日数	週7日		週6日		週5日		週4日	週3日			左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される築耐震化を行う場合。

③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋(④＋⑤＋⑥)÷3
上記以外	①＋③＋(④＋⑤＋⑥)÷3

※ 30ポイント満点

(17)防犯対策強化整備事業を実施する施設

	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②入所施設・入所施設以外※1	入所施設					入所以外					
③防犯訓練の実施の有無※1	実施					未実施					

※1 入所施設については、10P、それ以外の施設は5Pとする。

※2 「防犯訓練の実施の有無」欄には、当該施設において防犯訓練を定期的に行っているかどうかで判定すること。

○算定方法

防犯対策強化整備事業	①+②+③	30点満点
------------	-------	-------

(18)こども家庭センター

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									

○各整備区分ごとの算定方法

こども家庭センター	①×3	※ 30ポイント満点
-----------	-----	------------

(19) 里親支援センター

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
③都道府県(指定都市)内での設置状況	未設置										左記以外
④併設施設でのショートステイ実施状況(※5)	実施										左記以外
⑤併設施設の一時保護委託等 (年間延べ件数) (※6)	50件以上			30件以上			15件以上				左記以外

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用。他の施設を転用して設置した場合は、転用前の経過年数を含む。

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて耐震化を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

※5 創設の場合は実施予定も含む。

※6 児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものについて加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋③＋④＋⑤×2
改築	①＋②＋④＋⑤×2
大規模修繕・拡張	①＋②＋⑤

※ 30ポイント満点

(20)社会的養護自立支援拠点事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②環境改善等のための整備※1	実施										左記以外

※1 環境改善等のための整備項目は、本事業のための居室の整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

○各整備区分ごとの算定方法

社会的養護自立支援拠点事業所	①×2+②	※ 30ポイント満点
----------------	-------	------------

(21)妊産婦等生活援助事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②環境改善等のための整備※1	実施										左記以外

※1 環境改善等のための整備項目は、本事業のための居室の整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

○各整備区分ごとの算定方法

妊産婦等生活援助事業所	①×2+②	※ 30ポイント満点
-------------	-------	------------

(22)児童育成支援拠点事業

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②子ども・子育て支援事業計画の確保 方策における目標と実績の乖離率 (確保方策の直近の実績÷目標)	20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
③開所日数	週5日					週4日				週3日	
④開所時間	6時間以上										6時間未満
⑤職員配置体制について ※1	2つ該当					1つ該当					

※1 職員配置体制についての項目は、心理療法担当職員の配置、ソーシャルワーク専門職員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。

○各整備区分ごとの算定方法

児童育成支援拠点事業	①＋②＋(③＋④＋⑤)÷3	※ 30ポイント満点
------------	---------------	------------

(23)子育て短期支援事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②子ども・子育て支援事業計画の確保 方策における目標と実績の乖離率 (確保方策の直近の実績÷目標)	20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
③老朽度／築年数 ※1 ※2	特A 又は※3	40年経過	39年～35年	34年～30年	29年～25年	24年～20年	19年～15年 ※4	14年～10年 ※4			左記以外
④専用人員の配置の有無	有										無
⑤親子入所支援の実施の有無	有										無

※1 特A・・・【木造】老朽点数3,000点以下【木造以外】現存率50%以下

※2 複数の理由に該当する場合は、1番ポイントの高いものを適用

※3 ①地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。 ②地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される耐震化を行う場合。
③津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される改築を行う場合。

※4 大規模修繕・拡張の場合のみ加算する。

○各整備区分ごとの算定方法

創設	①＋②＋(④＋⑤)÷2	
増築	①＋②＋(④＋⑤)÷2	
増改築	①＋②＋(③＋④＋⑤)÷3	
改築	①＋③＋(④＋⑤)÷2	
大規模修繕・拡張	①＋③＋(④＋⑤)÷2	※30ポイント満点

令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書

通常整備事業分

都道府県名 ○○県

部(局)課名 部 課

市区町村名 ○○市

担当者名

電話 mail

交付金		施設種別														
(フリガナ)施設名						(フリガナ)経営主体名				設置						
所在地(市町村名)		(移転前)				(移転後)				主体		フリガナ名称				
整備区分						国庫補助率				定員		現在 名⇒増減 名⇒整備後 0 名				
年次計画		R5		R6		R7		R8		R9		建物延面積及び構造		整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ² 整備前 造 ⇒ 整備後 造		
既存の施設状況	建築年度		年度		国庫補助の有無				財産処分承認申請の必要の有無				施行計画		契約予定年月日	
	(経過年数)		(年)		※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「年度」「金額」を記入				※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「解体」「転用」「その他」を記入				着工予定年月日			
	老朽度		点		〔 〕 (年度)				〔 〕 ()				完成予定年月日			
	現存率		%		千円								開所予定年月日			
対策のベクトル状況ト	アスベストの使用の有無		関係法令・必要手続きの確認状況				工事着工前の必要手続きの予定				工事の際の職員・児童の安全性確保の方法					
	☐ 使用されている		☐ 確認済みである				特定粉じん排出等作業届出の提出				月 日 予定					
	☐ 使用されていない		(☐ 石綿則 ☐ 大防法 ☐)				工事着手にかかる事前届出の実施				月 日 予定					
	事前調査日 令和4年9月20日						(その他、予定があれば記載)									

「施設」整備区分		定員等		対象経費の実支出予定額		交付基礎点数	
本体〔 〕							
初度設備相当加算等()							
加算整備等()							
加算整備等()							
加算整備等()							
訓練事業等加算・大規模訓練設備等整加算							
定期借地権設定のための一時金加算							
解体撤去費							
仮設工事費							
その他()							
地域交流スペース(初度設備加算を含む)							
計				① 千円		② 点	
交付金の額 (①×補助率と②を比較して小さい方)						0 千円	
当該年度の交付額 (交付金の額×申請年度の進捗率)						0 千円	
備考 (工事の概要等)							

大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合	
見積書毎の対象事業費	
千円	
千円	
千円	
木材利用の有無	
「施設地域分散化等加速化プラン実施計画」の採択	
特別法の適用	
国土強靱化地域計画の策定及び計画への明記	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への該当	
非常用設備等の耐震性の確認	
PFI事業への該当の有無	
他の国庫補助金との併用の有無(有の場合は補助金名を記載)	
多機能型施設に該当するか	

用地の状況	所有		m ²		用地未決定の場合における手続きの状況	の指危有定除無地区
	買収予定 ()		m ²			
	借地 ()					
	(借用の相手)		m ²			

資金内訳	区分	交付金	都道府県負担額	市町村負担額	設置者負担							総事業費
					一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助 ()	計		
	施設	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 0	千円 0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県(市)の予算措置状況		当初 補正 (月)		設置主体の予算措置状況		当初 補正 (月)	
----------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--

通常整備事業分

都道府県名 ○○県

部(局)課名 部 課

市区町村名 ○○市

担当者名
電話 mail

交付金	施設種別	市区町村名 ○○市		担当者名 電話 mail	
(フリガナ) 施設名	(フリガナ) 経営主体名		設置	新	
所在地 (市町村名)	(移転前)	(移転後)		主体	フリガナ 名称
整備区分	複数の施設を統廃合する場合は、一番古い施設の建築年度を記載。(例 それぞれS46、S53に建築された施設を統廃合するときは、S46と記載。)		定員	現在 名⇒増減 名⇒整備後 0 名	
年次計画	R5	R6	R7	R8	R9
建物延面積及び構造	100.00%		整備前 階	m ⇒ 整備後 階	m
既存の施設状況	建築年度 (経過年数) 老朽度 現存率 %	国庫補助の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「年度」「金額」を記入 年度 () 千円 ()	財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「解体」「転用」「その他」を記入 年度 () 千円 ()	施行計画	契約予定年月日 着工予定年月日 完成予定年月日 画開所予定年月日
対策のべ状況	アスベストの使用の有無 ☐ 使用されている ☐ 使用されていない	関係法令・必要手続きの確認状況 ☐ 確認済みである (☐ 石綿則 ☐ 大防法 ☐)	工事着工前の必要手続きの予定 特定粉じん排出等作業届出の提出 月 日 予定 工事着手にかかる事前届出の実施 月 日 予定 (その他、予定があれば記載)	工事の際の職員・児童の安全性確保の方法	
事前調査日 令和4年9月20日					

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合
本体 ()	60	障害児施設等においては都市部単価と標準単価どちらを採用しているかを選択する。	3,301点×60人	見積書毎の対象事業費
初度設備相当加算等 ()			56点×1/2×50人56点×10人	千円 (公的機関)
加算整備等 ()				千円 (民間①)
加算整備等 ()		交付基礎点数の欄(左)には積算式を記載。右に計算結果(合計額)を記載 (例 50名定員から60名定員への児童養護施設の増改築整備を行う場合。)	744点×4人	千円 (民間②)
加算整備等 ()				木材利用の有無
訓練事業等加算・大規模訓練設備等整加算		増改築の場合の解体撤去費・仮設工事費の基礎点数は整備前の定員に該当する基礎単価×整備前の定員となる。	6,000,000円×1/2×補助率1/2÷1,000	「施設地域分散化等加速化プラン実施計画」の採択
解体撤去費	50		160点×50人	
仮設工事費	50	訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算をする場合は徴取した見積を欄外の記載箇所に記載をすること。	286点×50人	特別法の適用
その他 ()			交付金協議点数(全体)	
地域交流スペース(初度設備加算を含む)				国土強靱化地域計画の策定及び計画への明記
計	①	千円	② 247,433 点	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への該当
交付金の額 (①×補助率と②を比較して小さい方)			0 千円	
当該年度の交付額 (交付金の額×申請年度の進捗率)			0 千円	
備考 (工事の概要)		整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。	交付金協議点数(当該年度分)	PFI事業への該当の有無
整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。 ・訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容を記載すること。				非常用設備等の耐震性の確認
備考 (工事の概要等)				PFI事業への該当の有無
				他の国庫補助金との併用の有無 (有の場合は補助金名を記載)
				多機能型施設に該当するか

訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算
見積書毎の対象事業費
千円 (公的機関)
千円 (民間①)
千円 (民間②)

用地の状況	所有 990 m ²	用地未決定の場合における手続き	用地確保の問題等による内示取下げ等の事態が生じないよう十分に調整の上記載。	の指危有定除無地区
	買収予定 () m ²			
	借地 (無償貸与)	用地について(地域住民との調整状況・環境等)		有
対象経費の実支出額の1/2と交付基礎点数を比較して少ない方の額を記載。 (上記の例では、480,000千円を1/2した額である240,000千円と247,433千円を比較して240,000千円。進捗率が50%のため120,000千円となる。)				

資金内訳	区分	交付金	設置者負担							総事業費	
			負担額	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助 ()	計		
	施設	0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自治体の予算措置(予定)額 (=交付金の1/2相当額)を記載。 法人の自主財源(機構借入、寄付金等を除いた額。)を記載。											
都道府県(市)の予算措置状況 : 当初 補正 (月) 設置主体の予算措置状況 : 当初 補正 (月)											

施設種別	0	施 設 名	0
------	---	-------	---

職 員 配 置	職 種 (記載要領の区分により記入)	施 設 長	事務員	主任支援員	支援員	調理員	栄養士	個別対応支援員	看護師	計		
	職員定数									0 (0)		
	現 員									0 (0)		
	整備後									0 (0)		
児 童 の 状 況	区分	内訳	児 童 数			今後の入所児童の見込数					今後の入所児童の見込数の考え方等	
			現在	増・減	整備後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	定員	入所			0							
		短期入所			0							
		通所			0							
	現員	入所			0							
		短期入所			0							
		通所			0							
	管 内 の 状 況	人口 人 (令和 年 月 日現在)			県 施 内 設 の 協 状 況	区 分	施設数	定 員 (暫定) A		現 員 B		入 所 率 (暫定) B/A
		児童数 人 (令和 年 月 日現在)				公 立						
			私 立									
			計	0か所		0人 (0人)		0人				
			うち 当該施設の状況									
障 害 福 祉 圏 域	障害保健福祉圏域名				人口	人		障害者数		人		
	現在の入(通)所施設定員数				人	現在の入(通)所施設利用者数				人		
	整備後の入(通)所施設定員数				人	整備後の入(通)所施設利用者数				人		

最 低 基 準 適 合 状 況 (整 備 後)	区 画	延 面 積	適 合 状 況	要 確 認 施 設	最低基準適合の確認方法など
	居 室			全施設(乳児院は[寝室]、母子生活支援施設は[母子室])	
	静 養 室			全施設(乳児院は[病室])	
	医 務 室			全施設(乳児院は[診察室])	
	便 所			全施設	
	浴 室			全施設	
	調 理 室			全施設	
	体 育 施 設			児童福祉施設等	
	心理療法室			児童養護施設・児童心理治療施設	
	教 育 部 門			児童自立支援施設 (母子生活支援施設は[学習室]・児童厚生施設は[図書室])	
	通 所 部 門			児童自立支援施設	
	子育て短期利用居室			児童養護施設・乳児院	
	遊 戯 室			児童心理治療施設・児童厚生施設	
	集 会 室			母子生活支援施設・児童厚生施設	
	観 察 室			児童心理治療施設・乳児院・母子生活支援施設	
	相 談 室			児童心理治療施設・児童家庭支援センター	
	工 作 室			児童心理治療施設	
	心理検査室			児童心理治療施設	
	一時預り保育室			乳児院(母子生活支援施設は[保育室])	
	ほ ぶ く 室			乳児院	
	親子訓練室			児童養護施設・乳児院	
	そ の 他				上記に区分されない部分
合 計	0㎡			整備後の施設延面積と一致	
補足欄 心理療法室、短期利用事業居室、一時預り保育室、親子訓練室を整備する場合の「実施状況」及び「受入体制」等について					
児童養護施設の場合： 1人部屋(室)、2人部屋(室)、3人以上部屋(室)：個室の割合(%)					

施設整備を必要とする理由(民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)(余裕教室活用促進事業の場合は学校名を記載してください。)	
都道府県(市)の意見等(優先順位の考え方)	
備 考	

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
通常整備事業分、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲むこと。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に設置主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を選択すること。
※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。
※ 経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
- (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地（町名、地番まで）を記入すること。
- (3) 「整備区分」及び「国庫補助率」：協議する施設の整備区分及び国庫補助率を記載すること。
- (4) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
- (5) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
- (6) 「民老分交付金額」：民老に係る交付金額について記入すること。
- (7) 「既存施設の状況（各欄）」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
- (8) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。
- (9) 「アスベスト対策の状況」：整備区分にかかわらず、整備前に既存施設が存在する場合に記入すること。

○整備に係る経費内訳

- (1) 「施設整備区分」：加算施設等の整備がある場合は、その区分（種別）を記入すること。
障害児施設等は標準単価、都市部単価どちらを採用したのか選択すること。
- (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
- (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
- (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり（1施設当り）基準点数を乗じて得た額を記入すること。
- (5) 「大規模修繕等・防犯対策強化整備事業の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を箇条書きで記入すること。
また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕等・防犯対策強化事業（外構）・防犯対策強化事業（非常通報装置等）のみ別葉で様式を作成すること。
※「創設」と「防犯」等の組み合わせのように、あわせて協議する場合は、別葉で様式を作成する必要はない。
交付基準額については、大規模修繕等は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。
防犯対策強化整備事業（外構）は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
防犯対策強化整備事業（非常通報装置等）は見積額に2分の1を乗じた額と90万円を比べて低い額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
- (6) 「備考」：工事の概要、訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容等を記載すること。

○用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2) 「危険地区指定の有無」：地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」（平成20年6月12日雇児発第0612010号通知）を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を選択すること。（区分は以下のとおり）

区分	法 律 等 名 称
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法
沖縄	沖縄振興特別措置法
地震	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法
南ト	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
千島	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
離島	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法
過疎	過疎地域自立促進特別措置法
山村	山村振興法
奄美	奄美群島振興開発特別措置法
小笠原	小笠原諸島振興開発特別措置法
公害	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

※過疎、山村については加算等の適用はありませんが該当する場合は記載ください。

○防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策に基づく事業とは、以下に該当する事業とする。

- ①昭和56年以前に建築された施設のうち、改修等の必要がある施設の耐震化整備
- ②施設が有する安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備
- ③入所施設における非常用自家発電設備の整備
- ④都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、
水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等

○非常用自家発電の耐震性の確認

「障害児施設等において留意すべき事項について」ソに定めた確認を行っている場合は○を付すこと。
(なお、児童福祉施設等も同様とする。)

○多機能型施設とは以下に当てはまる施設をいう。

多機能型事業所とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、
指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに
児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、
2以上の事業を一体的に行うことをいう。

2 施設別様式（様式第3－2号）

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等（児童厚生施設、児童家庭支援センターは記入を要しない）

- (1) 「職員配置（各欄）」： 次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数（現員ベース）を記入すること。また（ ）内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他

《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他

《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他

《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、
調理員、学科指導員、その他

《児童心理治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

《福祉型障害児入所施設》施設長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、その他

《医療型障害児入所施設》施設長、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、その他

※ 上記に掲げていない施設については、記入を要しない。

- (2) 「児童の状況（各欄）」： 協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の
推計方法等を合わせて記入すること。（母子生活支援施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。
また児童福祉施設等においては入所施設以外は記入を要しない）
- (3) 「管内の状況」： 協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4) 「県内の協議施設の状況」： 都道府県（市）内における、協議施設と同種施設の設置状況及び入所または利用定
員の状況を公立・私立別に記入すること。
- (5) 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込
み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。
当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等につ
いて、各欄にそれぞれ記入すること。（障害児施設等のみ）
- (6) 申請自治体内の児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行う
こと。

○最低基準適合状況等（児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。

なお、児童厚生施設を整備する場合は、集会室、遊戯室、図書室及び便所のみを記入し、児童家庭支援セン
ターを整備する場合は、相談室のみ記入すること）

- (1) 「適合状況」： 協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている
区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を確認した方法を簡潔に記入すること。
例）[居室総面積÷〇名（入所者数）＝〇〇㎡＞最低基準面積] [1室定員〇人以下] [男女区別有り] など
- (2) 「補足欄」： 当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。
なお、一時保護施設（児相）を整備する場合は、直近の一時保護実績（実人員・延べ人員・1日平均人員
等を、児童厚生施設を整備する場合は、運営状況（児童厚生員の配置状況、1日の利用予定人員、開館
時間、開館日数、開館時間と年長児童の受入れとの関係）等を記入すること。また、個別処遇のための居室
の個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1) 「施設整備を必要とする理由」： 協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2) 「都道府県（市）の意見等」： 都道府県（市）が設置主体でない場合において記入すること。（児童家庭支
援センターは記入不要）また、優先順位の考え方を記載すること。（必須）
- (3) 「備考」： 協議内容について、特に配慮すべき事項等について記入すること。

○様式第3－2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

- (例) ・対象事業費の按分、内訳等の算定資料
・複数年事業の場合の各年毎の進捗率を説明する資料
・基準額算定に用いる定員についての説明資料（増築、一部改築等の場合の工事に係る定員を算定する
場合等）

障害児施設等において留意すべき事項について

障害児施設については次の事項に留意の上協議を行うこと。なお、ソについては児童福祉施設等においても同様とする。

ア 障害児福祉計画との整合性を考慮すること。

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害児支援の需要見込み(人口、障害児数等を勘案)及びサービスの提供体制(施設数、利用定員等を勘案)等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害児支援の趣旨、利用対象児、指定(最低)基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害児が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

サ 当該交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児の安全面に配慮すること

セ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

ソ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備(以下「非常用設備等」という。)については、地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があること。また、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

(参考 URL)会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

工事実施前の施設の平面図

都道府県・市町村名
法人名
施設名

〇〇県〇〇市

0

建物の名称：階段階分

物置
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

押入
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

押入
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(9.9㎡)

押入
(5.0㎡)

押入
(5.0㎡)

洗面所
(10.0㎡)
〇〇〇〇

テラス
(23.1㎡)

廊下 (59.4㎡)

1 構造
2 延面積
3 建築（移築）年月日
(経過年数)
4 定員
5 その他の参考事項

造建
0㎡

0名

(注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり定員を記入すること。
2 建物の構造、建築（移築）年月日（経過年数）及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。
3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
4 施設の新築については作成を要しないこと。

整備工事実施後の施設の平面図

都道府県・市町村名
法人名
施設名

〇〇県〇〇市

0

建物の名称：

階段

階分

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 構造 | 造建 |
| 2 | 延面積 | 0m ² |
| 3 | 着工予定年月日 | 明治33年1月0日 |
| 4 | 竣工予定年月日 | 明治33年1月0日 |
| 5 | 入所人員 | 0名 |
- 〇〇人部屋〇〇室
〇〇人部屋〇〇室

6 その他の参考事項

(注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり定員を記入すること。また、それぞれのユニットごとに太線で囲みユニットごとの定員を記載すること。

2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

3 その他参考となる資料があれば添付すること。

「施設地域分散化等加速化プラン」の採択の有無

(選択式)

○令和11年度末までの5年間で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）

(1) 当該施設のユニット数及び定員数の推移

施設の概要	定員(現在)		⇒	定員(今回整備後)		⇒	定員(将来の姿(令和11年度末))	
	分園型小規模GC			分園型小規模GC			分園型小規模GC	
	地域小規模児童養護施設			地域小規模児童養護施設			地域小規模児童養護施設	
	大・中・小舎			大・中・小舎			ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため、集合する生活単位(※)	
	敷地内小規模GC			敷地内小規模GC				
	合 計	0名 (0)		合 計	0名 (0)		合 計	0名 (0)

注 ()内には、当該施設のユニット数又は地域小規模児童養護施設数を記入すること。

※ 小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合(4人程度の生活単位とし、概ね4単位程度まで)

(2) 当該施設の小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）

策定要領3の(9)(※)に基づき策定した施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画を記載すること。(その他、必要に応じ、①小規模かつ地域分散化に向けた検討状況・課題、②本整備後の小規模かつ地域分散化に向けた整備計画、③令和11年度末までの5年間で小規模かつ地域分散化を図るための計画概要、④生活単位の独立、地域社会との良好な関係性の構築のための工夫などについて記載すること)

※策定要領3の(9)(抜粋)

- 全ての都道府県において、里親等委託を推し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」(平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

ア 計画に当たっての留意事項

- i 乳児院、児童養護施設について
 - (i) 各都道府県においては、①で算出した施設で養育が必要な子ども数の見込みや、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握した結果をもとに、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
 - (v) なお、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも、
 - 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。

(3)高機能化、多機能化・機能転換についての実施メニュー、実施時期(居室等を転用する場合はその時期等)

- ◎高機能化
①小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高いこどもの養育体制の充実、②小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高いこどもの養育体制の充実
（注）小規模かつ地域分散化した施設との連携やこれらに対する専門的な支援も含まれる。
- ◎多機能化・機能転換
①入所しているこどもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親等委託の推進、②一時保護委託の受入体制の整備、③養子縁組支援やフォスタリング機関の受託等の里親支援機能の強化、④在宅支援や特定妊婦の支援強化 等
- について、記載すること
（注）(2)において記載した計画内容と重複する内容については、記載を省略して差し支えない。

【作成に当たっての留意事項】
各都道府県は、今後の代替養育を必要とするこども数の見込み数を踏まえつつ、委託可能な里親の確保等といった家庭養育優先原則の徹底のための取組を最大限進めて行く中においても、必要となる施設養育の受け皿を確保し、保護が必要なこどもの行き場がなくなることがないよう、各施設とも十分調整すること。

令和 年度第 回次世代育成支援対策施設整備交付金・変更協議理由書

〇〇市長 厚生太郎

令和 年度次世代育成支援対策施設整備交付金における令和 年〇月〇日に内示を受けた「〇〇〇〇整備」について、変更協議が必要となったが、その理由及び変更箇所は下記のとおりとする。

1 変更理由

2 変更箇所

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82,339
			標準	78,419
		21人 ～ 40人	都市部	165,363
			標準	157,489
		41人 ～ 60人	都市部	275,691
			標準	262,563
		61人 ～ 80人	都市部	387,981
			標準	369,506
		81人 ～ 100人	都市部	499,247
			標準	475,474
		101人 ～ 120人	都市部	610,342
			標準	581,279
		121人以上	都市部	721,524
			標準	687,166
	訓練事業等整備加算		都市部	34,898
			標準	33,237
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,935
			標準	109,462
	短期入所整備加算		都市部	9,471
			標準	9,020
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,007
			標準	10,483
	障害児相談支援整備加算		都市部	7,866
			標準	7,492
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,238
			標準	4,989
	小規模グループケア整備加算		都市部	16,894
			標準	16,090
避難スペース整備加算		都市部	30,375	
		標準	28,929	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	45,308
			標準	43,151
		21人 ～ 40人	都市部	91,213
			標準	86,870
		41人 ～ 60人	都市部	152,307
			標準	145,055
		61人 ～ 80人	都市部	213,999
			標準	203,809
		81人 ～ 100人	都市部	275,691
			標準	262,563
		101人 ～ 120人	都市部	336,614
			標準	320,585
		121人以上	都市部	398,476
			標準	379,501

	訓練事業等整備加算	都市部	34,897
		標準	33,236
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	114,935
		標準	109,462
	短期入所整備加算	都市部	9,471
		標準	9,020
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,007
		標準	10,483
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,866
		標準	7,492
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,238
		標準	4,989
	避難スペース整備加算	都市部	30,375
		標準	28,929
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	22,696
		標準	21,616
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,866
		標準	7,492
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,238
		標準	4,989
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	30,375
		標準	28,929

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

事業（施設）の種類			(1施設あたり)	
			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	109,763
			標準	104,537
		21人 ～ 40人	都市部	220,552
			標準	210,050
		41人 ～ 60人	都市部	367,588
			標準	350,084
		61人 ～ 80人	都市部	517,285
			標準	492,653
		81人 ～100人	都市部	665,651
			標準	633,954
		101人 ～ 120人	都市部	813,814
			標準	775,061
		121人 以上	都市部	961,975
			標準	916,167
	訓練事業等整備加算	都市部	46,588	
		標準	44,370	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	153,281	
		標準	145,982	
	短期入所整備加算	都市部	12,696	
		標準	12,092	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,744	
		標準	14,042	
	障害児相談支援整備加算	都市部	10,443	
		標準	9,946	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,982	
		標準	6,650	
	小規模グループケア整備加算	都市部	22,525	
		標準	21,453	
避難スペース整備加算	都市部	40,444		
	標準	38,519		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	219,545
			標準	209,091
		41人 ～ 60人	都市部	365,710
			標準	348,296
		61人 ～ 80人	都市部	514,521
			標準	490,020
		81人 ～ 100人	都市部	661,966
			標準	630,444
		101人 ～ 120人	都市部	809,581
			標準	771,030
		121人 以上	都市部	956,855
			標準	911,291
		訓練事業等整備加算	都市部	46,246
			標準	44,044
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	121,590
			標準	115,800
		41人 ～ 60人	都市部	202,479
			標準	192,838
		61人 ～ 80人	都市部	284,564
			標準	271,014
		81人 ～ 100人	都市部	366,819
			標準	349,352
		101人 ～ 120人	都市部	447,880
			標準	426,553
		121人以上	都市部	529,965
			標準	504,729
		訓練事業等整備加算	都市部	46,161
			標準	43,963
		短期入所整備加算	都市部	12,628
			標準	12,027
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,504
			標準	13,814

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	90,544
			標準	86,233
		21人 ～ 40人	都市部	181,970
			標準	173,305
		41人 ～ 60人	都市部	303,312
			標準	288,869
		61人 ～ 80人	都市部	426,767
			標準	406,445
		81人 ～100人	都市部	549,165
			標準	523,015
		101人 ～120人	都市部	671,388
			標準	639,418
		121人 以上	都市部	793,700
			標準	755,905
	訓練事業等整備加算		都市部	38,364
			標準	36,538
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	126,446
			標準	120,425
	短期入所整備加算		都市部	10,470
			標準	9,972
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,142
			標準	11,564
	障害児相談支援整備加算		都市部	8,658
			標準	8,246
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保 育所等訪問支援整備加算		都市部	5,763
			標準	5,489
	小規模グループケア整備加算		都市部	18,566
			標準	17,682
避難スペース整備加算		都市部	33,437	
		標準	31,845	

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	49,803
			標準	47,432
		21人 ～ 40人	都市部	100,311
			標準	95,535
		41人 ～ 60人	都市部	167,539
			標準	159,561
		61人 ～ 80人	都市部	235,381
			標準	224,173
		81人 ～100人	都市部	303,312
			標準	288,869
		101人 ～120人	都市部	370,276
			標準	352,644
		121人 以上	都市部	438,294
			標準	417,423
	訓練事業等整備加算	都市部	38,364	
		標準	36,538	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	126,446	
		標準	120,425	
	短期入所整備加算	都市部	10,470	
		標準	9,972	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,142	
		標準	11,564	
	障害児相談支援整備加算	都市部	8,658	
		標準	8,246	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,763	
		標準	5,489	
	避難スペース整備加算	都市部	33,437	
		標準	31,845	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

【創設（新築）の場合】

〈法人名〉
〈担当者〉
〈連絡先TEL〉
〈E-mail〉

障害児施設整備協議提出書類一覧表

No.	提出書類		添付状況
1	障害児施設整備協議提出書類一覧表[本票]	◎	○
2	次世代育成支援対策施設整備計画書及び防犯対策整備強化計画書[様式第1号]	◎	
	耐震化整備の状況について[様式第1号-3]	○	
3	木造社会福祉施設老朽度調査表[様式第2号別紙1]	○	
	非木造社会福祉施設老朽度調査表[様式第2号別紙2]	○	
4	令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書[様式第3号]	◎	
	[様式第3-2号]	◎	
	施設の配置図及び施設の経歴[様式第3号別紙1]	◎	
	工事実施前の施設の平面図[様式第3号別紙2]	◎	
	整備工事実施後の施設の平面図[様式第3号別紙3]	◎	
5	施設整備予定地の市町長意見書	◎	
6	工程表※例年の流れ:7月頃国内示、8月頃県設計審査、9月頃一般競争入札及び着工、翌年2月末までに完成	◎	
7	工事見積書 ※直接工事費、共通仮設費、現場、一般管理費などの内訳必要。合計金額だけは不可。	◎	
8	用地関係資料		
	(1) 取得の場合		
	贈与契約(確約)書又は売買契約(確約)書	○	
	所有権移転確約書	○	
	不動産登記簿謄本	○	
	(2) 貸与を受ける場合		
	地方公共団体の無償貸与契約書 or 土地賃貸借契約書	○	
	地上権設定契約書、不動産登記簿謄本	○	
9	事業開始後3カ年の収支見込書(NPO等の場合)	◎	
10	需給動向調査(整備予定地のサービス供給不足が客観的に明らかであることを示す独自の調査結果)※任意様式	◎	

1 添付状況欄には、該当するものに○を記入すること。

●福祉医療機構から融資を受ける場合

11	福祉医療機構に対する償還計画等調及び償還計画一覧 ※償還計画一覧については既借入分と新規借入分は別表とすること。	○	
----	---	---	--

【大規模修繕の場合】

〈法人名〉
 〈担当者〉
 〈連絡先Tel〉
 〈E-mail〉

障害児施設整備協議提出書類一覧表

No.	提出書類		添付状況
1	障害者施設整備協議提出書類一覧表[本票]	◎	○
2	次世代育成支援対策施設整備計画書及び防犯対策整備強化計画書[様式第1号]	◎	
	耐震化整備の状況について[様式第1号-3]	○	
3	令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書[様式第3号]	◎	
	[様式第3-2号]	◎	
	施設の配置図及び施設の経歴[様式第3号別紙1]	◎	
	工事実施前の施設の平面図[様式第3号別紙2]	◎	
	整備工事実施後の施設の平面図[様式第3号別紙3]	◎	
4	施設整備予定地の市町長意見書	◎	
5	工程表※例年の流れ:7月頃国内示、8月頃県設計審査、9月頃一般競争入札及び着工、翌年2月末までに完成	◎	
6	工事見積書(2社以上)	◎	
7	事業開始後3カ年の収支見込書(NPO等の場合)	◎	

1 添付状況欄には、該当するものに○を記入すること。

次世代育成支援対策施設整備交付金

	自治体名	フラグ	施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備種別	対象経費の実支出予定額 (千円)	交付 基礎点数 (千円)	交付金 申請額 (千円)	国庫補助率	現定員	整備後 定員	増加 定員	特別法の 有無①	特別法の 有無②	特別法の 有無③	国土強靱化 地域計画の 策定	5か年加速 化対策に基 づく事業	木材利用の 推進	PFI事業	事業計画	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	完成予定年月 日	都道府県 負担額 (千円)	市町村負 担額 (千円)	備考
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						
0		-												0											100.0%						

記載方法

- ①「自治体名」都道府県名、市区町村名を記載する。
- ②「施設種別」施設種別をプルダウンから選択する。
- ③「施設名」施設名を記載する。
- ④「設置主体」設置主体名を記載する。
- ⑤「整備区分」整備区分をプルダウンから選択する。
- ⑥「整備種別」整備種別をプルダウンから選択する。
- ⑦「交付金申請額」交付金申請額を記載する。（複数年事業の場合は、当該年度分の申請額を記載する。）
- ⑧「国庫補助率」国庫補助率をプルダウンから選択する。
- ⑨「現定員」現定員の合計を記載する。（定員設定のある施設種別のみ。）
- ⑩「整備後定員」整備後定員の合計を記載する。（定員設定のある施設種別のみ。）
- ⑪「特別法の有無」該当するものを記載する。（過疎、山村については加算等の適用はありませんが該当する場合は記載ください）
- ⑫「国土強靱化地域計画の策定」国土強靱化地域計画を策定していない場合は未策定、策定しているものの事業名等を記載していない場合は明記なし、策定しておりその地域計画に事業名等を記載している場合は明記済をプルダウンから選択する。
- ⑬「5か年加速化対策に基づく事業」防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業に該当する場合は○、該当しない場合は×をプルダウンから選択する。
- ⑭「木材利用の推進」施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行う事業に該当する場合は○、該当しない場合は×をプルダウンから選択する。
- ⑮「PFI事業」PFI事業に該当する場合は○、該当しない場合は×をプルダウンから選択する。※設置主体が民間の場合は×を選択してください。
- ⑯「事業計画」年次計画をプルダウンから選択する。年度ごとの進捗率(%)をY列～AC列のセルへ記載する。（AA列に計算式が入っているためそれ以外へ記載する。）
- ⑰「完成予定年月日」完成予定年月日を西暦で”年／月／日”で記載する。
- ⑱「都道府県負担額」都道府県負担額を記載する。
- ⑲「市町村負担額」市町村負担額を記載する。

次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱

協議書様式

※様式第1号～2、第2号は作成不要。
(その他該当する様式を作成のこと。)

(1) 個別協議書

ア	次世代育成支援対策施設整備計画書及び防犯対策整備強化計画書		様式第	1 号
	(ア) 児童入所等施設を整備する場合		様式第	1 号＝2
	(イ) 耐震化整備の状況について		様式第	1 号－3
イ	次世代育成支援対策施設整備計画協議総括表		様式第	2 号
	(ア) 木造社会福祉施設老朽度調査表		様式第	2 号別紙1
	(イ) 非木造社会福祉施設老朽度調査表		様式第	2 号別紙2
ウ	次世代育成支援対策施設整備協議書		様式第	3 号
			様式第	3 - 2号
	(ア) 施設の配置図及び施設の経歴		様式第	3 号別紙1
	(イ) 工事実施前の施設の平面図		様式第	3 号別紙2
	(ウ) 整備工事実施後の施設の平面図		様式第	3 号別紙3

※整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)又は防犯対策強化整備事業(非常通報装置等の設置)の場合、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もり及び工事請負業者2社の見積もりの写し(PDF)を添付すること。

※訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算を適用する場合は、公的見積もり及び工事請負業者1社の見積もりの写し(PDF)を添付すること。

令和 年度次世代育成支援対策施設整備計画書及び防犯対策整備強化計画書
通常整備事業分

都道府県・市町村名：〇〇県〇〇市

整備計画等の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	防犯マニュアル等の整備の有無※	交付基礎点数	交付金所要額	年次計画
0	0		0	0			0千円	今年度工事 進捗率 100.0%

※整備区分が防犯対策の場合、「防犯マニュアル等の整備の有無」を必ず記載すること。これについては、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築しているかにより判断すること。

2. 整備の目的（防犯対策強化に係る整備の場合、その施設名、概要及び防犯対策強化の必要性を認めた理由を具体的に記入すること）

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置づけ

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

(2) 児童入所等施設等（自立援助ホーム、ファミリーホーム分を含む。）の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式第1号－2についても作成されたい。

(3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

なお、耐震化を行う施設種別が、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所一時保護施設の場合、整備を行う年度の2年度前の年度末時点における管内の未耐震施設に係る耐震化整備実施計画について、様式第1号－3を作成すること。

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式第1号 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 施設整備の概要について

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「交付基礎点数」・「交付金所要額」・「年次計画」を記入すること。

※「所在地」：市区町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「防犯マニュアル等の整備の有無」：施設の防犯対策に係るマニュアルの作成の有無について記入すること。

※「交付基礎点数」「交付金所要額」：「交付基礎点数」「交付金所要額」を算出し、記入すること。また、継続事業については、全体の数字を記入し、当該年度の数字を（ ）書きすること。

※「年次計画」：今年度の進捗率を記入すること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

防犯対策の強化に係る整備については、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置づけ

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、整備を行う年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。（行動計画の該当部分を資料として添付すること。）

※必要に応じ、資料を添付すること。

※障害児施設等においても記載が必要である。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備を行う年度の整備計画をふまえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

耐震化整備の状況について

都道府県・市町村名

〇〇県〇〇市

管内の助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設及び障害児入所施設の状況について記載すること。

1. 管内の未耐震施設総数 か所

(管内の全施設総数 か所)

※整備を行う年度の2年度前の年度末時点

2. 管内施設の耐震化整備に係る計画の有無 (有・無)

「有」の場合

計画の概要を以下に記述してください。(計画書を別添で提出してください。)

計画完了までのスケジュールを具体的に記述してください。

(例) 耐震化率等の数値目標がある場合は必ず記入してください。

- ・(〇〇年度)△% → (□□年度)▽% (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)
- ・(〇〇年度)△か所 → (□□年度)▽か所 (〇〇県で策定した「△△計画」において設定)

「無」の場合

計画を策定していない理由及び今後の計画の策定についてのお考えを以下に具体的に記述してください。(耐震化整備事業の計画が何もない場合には、採択をしない場合もございます。)

3. 耐震化整備推進のための取組 (有・無)

※「有」の場合はその内容

(例)

- ・法人に対し、耐震化に関する説明会・ヒアリング、個別の指導・助言等を行った。
- ・ホームページや広報誌等により、耐震化に関する意識啓発を行っている。

4. 耐震化整備を推進する上での課題

(例)

- ・法人の耐震化に対する意識が低い
- ・法人負担分の財源の目途が立たない 等

令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書

通常整備事業分

都道府県名 ○○県

部(局)課名 部 課

市区町村名 ○○市

担当者名
電話 mail

交付金	施設種別																
(フリガナ)施設名						(フリガナ)経営主体名						設置					
所在地(市町村名)	(移転前)					(移転後)					主体	フリガナ名称					
整備区分						国庫補助率						定員	現在	名⇒増減	名⇒整備後	0名	
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	建物延面積及び構造					整備前	階	㎡⇒	整備後	階	㎡	
			100.00%								整備前		造⇒	整備後		造	
既存施設状況	建築年度	年度	国庫補助の有無			財産処分承認申請の必要の有無					施行計画	契約予定年月日					
	(経過年数)	(年)	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「年度」「金額」を記入			※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「解体」「転用」「その他」を記入						着工予定年月日					
	老朽度	点	〔 〕 (年度)			〔 〕 ()						完成予定年月日					
	現存率	%	〔 〕 (千円)									開所予定年月日					
対策のべ状況	アスベストの使用の有無	関係法令・必要手続きの確認状況		工事着工前の必要手続きの予定					工事の際の職員・児童の安全性確保の方法								
	☐ 使用されている	☐ 確認済みである		特定粉じん排出等作業届出の提出					月	日	予定						
	☐ 使用されていない	☐ 石綿則 ☐ 大防法 ☐ ()		工事着手にかかる事前届出の実施					月	日	予定						
	事前調査日	令和4年9月20日		(その他、予定があれば記載)													

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数		大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合 見積書毎の対象事業費 千円 千円 千円 木材利用の有無 「施設地域分散化等加速化プラン実施計画」の採択 特別法の適用 国土強靱化地域計画の策定及び計画への明記 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への該当 非常用設備等の耐震性の確認 PF1事業への該当の有無 他の国庫補助金との併用の有無(有の場合は補助金名を記載) 多機能型施設に該当するか
本体〔 〕					
初度設備相当加算等〔 〕					
加算整備等〔 〕					
加算整備等〔 〕					
加算整備等〔 〕					
訓練事業等加算・大規模訓練設備等加算					
定期借地権設定のための一時金加算					
解体撤去費					
仮設工事費					
その他〔 〕					
地域交流スペース(初度設備加算を含む)					
計			① 千円	② 点	
交付金の額(①×補助率と②を比較して小さい方)				0 千円	
当該年度の交付額(交付金の額×申請年度の通算率)			0 千円		
備考(工事の概要等)					

用地の状況	所有	990 ㎡	用地未決定の場合における手続きの状況								の指定 有 定 陸 無 地 区	
	買収予定〔 〕	㎡										
	借地〔 〕	㎡	用地について(地域住民との調整状況・環境等)									
資金内訳	区分	交付金	都道府県負担額	市町村負担額	設置者負担						総事業費	
		千円	千円	千円	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助〔 〕	計		
	施設	0			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
都道府県(市)の予算措置状況			当初 補正〔 〕月		設置主体の予算措置状況			当初 補正〔 〕月				

施設種別	0			施設名	0			都道府県・市区町村名〇〇県〇〇市			
------	---	--	--	-----	---	--	--	------------------	--	--	--

職員配置	職種 (監護業務の区分により記入)	施設長	事務員	主任支援員	支援員	調理員	栄養士	個別対応支援員	看護師	計
	職員定数									0 (0)
	現員									0 (0)
	整備後									0 (0)

児童の状況	区分	内訳	児童数			今後の入所児童の見込数					今後の入所児童の見込数の考え方等	
			現在	増・減	整備後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	定員	入所			0							
		短期入所			0							
		通所			0							
	現員	入所			0							
		短期入所			0							
		通所			0							

管内の状況	人口	人	県内施設の協賛状況	区分	施設数	定員(暫定)	A	現員	B	入所率(暫定)	B/A
	(令和 年 月 日現在)	公立									
	児童数	人		私立							
	(令和 年 月 日現在)	計		0か所	0人 (0人)	0人					
				うち 当該施設の状況							

障害福祉領域	障害保健福祉圏域名		人口	人	障害者数		人	障害児施設等の中で当該施設整備の優先順位		位
	現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数		人				
	整備後の入(通)所施設定員数		人	整備後の入(通)所施設利用者数		人				

最低基準適合状況(整備後)	区画	延面積	適合状況	要確認施設	最低基準適合の確認方法など
	居室			全施設(乳児院は[寝室]・母子生活支援施設は[母子室])	
	静養室			全施設(乳児院は[病室])	
	医務室			全施設(乳児院は[診察室])	
	便所			全施設	
	浴室			全施設	
	調理室			全施設	
	体育施設			児童福祉施設等	
	心理療法室			児童養護施設・児童心理治療施設	
	教育部門			児童自立支援施設(母子生活支援施設は[学習室]・児童厚生施設は[図書室])	
	通所部門			児童自立支援施設	
	子育て短期利用居室			児童養護施設・乳児院	
	遊戯室			児童心理治療施設・児童厚生施設	
	集会室			母子生活支援施設・児童厚生施設	
	観察室			児童心理治療施設・乳児院・母子生活支援施設	
	相談室			児童心理治療施設・児童家庭支援センター	
	工作室			児童心理治療施設	
	心理検査室			児童心理治療施設	
	一時預り保育室			乳児院(母子生活支援施設は[保育室])	
	ほふく室			乳児院	
親子訓練室			児童養護施設・乳児院		
その他				上記に区分されない部分	
合計	0㎡			整備後の施設延面積と一致	

補足欄 心理療法室、短期利用事業居室、一時預り保育室、親子訓練室を整備する場合の「実施状況」及び「受入体制」等について

児童養護施設の場合：1人部屋(室)、2人部屋(室)、3人以上部屋(室)：個室の割合(%)

施設整備を必要とする理由(民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)(余裕教室活用促進事業の場合は学校名を記載してください。)

都道府県(市)の意見等(障害児施設等においては優先順位の考え方)

備考

通常整備事業分

都道府県名 ○○県

部(局)課名 部 課

市区町村名 ○○市

担当者名 電話

交付金	施設種別		
(フリガナ)施設名	(フリガナ)経営主体名	設置	新
所在地(市町村名)	(移転前)	主体	フリガナ名称
整備区分	複数の施設を統合する場合は、一番古い施設の建築年度を記載。(例 それぞれS40、S53に建築された施設を統合するときは、S40と記載。)	定員	現在 名⇒増減 名⇒整備後 0 名
年次計画	R3 R4 R5 R6 R7 建物延面積及び構造	整備前 階	整備後 階
既存施設の状況	建築年度(年) 経過年数(年) 老朽度(点) 現存率(%)	契約予定年月日	完成予定年月日
対策	アスベストの使用の有無	工事の職員の安全性確保の方法	
状況	関係法令・必要手続きの確認状況	工事着手にかかる事前届出の実施	

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合
本体		障害児施設等においては都市部単価と標準単価どちらを採用しているかを	3,301点×60人	見積書毎の対象事業費
初年度設備相当加算等	60	選択する。	56点×1/2×50人56点×10人	千円
加算整備等				千円
加算整備等		交付基礎点数の欄(左)には積算式を記載。右に計算結果(合計額)を記載。(例 50名定員から60名定員への児童養護施設の増改築整備を行う場合。)	744点×4人	千円
加算整備等				千円
加算整備等				千円
加算整備等				千円
訓練事業等加算・大規模訓練設備等加算		増改築の場合の解体撤去費・仮設工事費の基礎点数は整備前の定員に該当する基礎単価×整備前の定員となる。	6,000,000円×1/2×補助率1/2+1,000	「施設地域分散化等加速化プラン実施計画」の採択
解体撤去費	50		160点×50人	千円
仮設工事費	50	訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算をする場合は徴収した見積を	286点×50人	特別法の適用
その他		欄外の記載箇所に記載をすること。		千円
地域交流スペース(初年度設備加算を含む)				千円
計	①	千円	② 247,433	千円
交付金の額(①×補助率とを比較して小さい方)			0	千円
当該年度の交付額(交付金の額×申請年度の進捗率)			0	千円
備考(工事の概要)		整備の概要を記入。(例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。	交付金協議点数(当該年度分)	PFI事業への該当の有無
整備の概要を記入。(例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。・訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容を記載すること。				非常用設備等の設置性の確認
備考(工事の概要等)				PFI事業への該当の有無
				他の国庫補助金との併用の有無(有の場合は補助金名を記載)
				多機能型施設に該当するか

訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算
見積書毎の対象事業費
千円
千円
千円

(公的機関)

(民間①)

(民間②)

(公的機関)

(民間①)

用地の状況	所有 990 m ²	用地未決定の場合における手続き	用地確保の問題等による内取下げ等の事態が生じないよう十分に調整の上記載。	の指定有無
買収予定	m ²			危険地区
用地(無償貸与)		用地について(地域住民との調整状況・環境等)		有
対象経費の実支出額の1/2と交付基礎点数を比較して少ない方の額を記載。(上記の例では、480,000千円を1/2した額である240,000千円と247,433千円を比較して240,000千円。進捗率が50%のため120,000千円となる。)				
資本金	交付金	負担額	一般財源	地方債
施設	0	千円	千円	千円
内訳				
計	0	0	0	0

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
通常整備事業分、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲むこと。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

- 基本情報
- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に設置主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を選択すること。
※施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。
※経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人＝（福）、日本赤十字社＝（日赤）、公益財団法人＝（財）、公益社団法人＝（社）
 - (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地（町名、地番まで）を記入すること。
 - (3) 「整備区分」及び「国庫補助率」：協議する施設の整備区分及び国庫補助率を記載すること。
 - (4) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
 - (5) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
 - (6) 「民老分交付金額」：民老に係る交付金額について記入すること。
 - (7) 「既存施設の状況（各欄）」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
 - (8) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。
 - (9) 「アスベスト対策の状況」：整備区分にかかわらず、整備前に既存施設が存在する場合に記入すること。
- 整備に係る経費内訳
- (1) 「施設整備区分」：加算施設等の整備がある場合は、その区分（種別）を記入すること。
障害児施設等は標準単価、都市部単価どちらを採用したのか選択すること。
 - (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
 - (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
 - (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり（1施設当たり）基準点数を乗じて得た額を記入すること。
 - (5) 「大規模修繕等・防犯対策強化整備事業の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を箇条書きで記入すること。
また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕等・防犯対策強化事業（外構）・防犯対策強化事業（非常通報装置等）のみ別葉で様式を作成すること。
※「創設」と「防犯」等の組み合わせのように、あわせて協議する場合は、別葉で様式を作成する必要はない。
交付基準額については、大規模修繕等は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。
防犯対策強化整備事業（外構）は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
防犯対策強化整備事業（非常通報装置等）は見積額に2分の1を乗じた額と90万円を比べて低い額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
 - (6) 「備考」：工事の概要、訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容等を記載すること。

- 用地の状況
- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
 - (2) 「危険地区指定の有無」：地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」（平成20年6月12日雇発第0612010号通知）を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を選択すること。（区分は以下のとおり）

区分	法 律 等 名 称
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法
沖縄	沖縄振興特別措置法
地震	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法
南ト	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
千島	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
離島	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法
過疎	過疎地域自立促進特別措置法
山村	山村振興法
奄美	奄美群島振興開発特別措置法
小笠原	小笠原諸島振興開発特別措置法
公害	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

※過疎、山村については加算等の適用はありませんが該当する場合は記載ください。

○防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策に基づく事業とは、以下に該当する事業とする。

- ①昭和56年以前に建築された施設のうち、改修等の必要がある施設の耐震化整備
- ②施設が有する安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備
- ③入所施設における非常用自家発電設備の整備
- ④都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等

○非常用自家発電の耐震性の確認

「障害児施設等において留意すべき事項について」ソに定めた確認を行っている場合は○を付すこと。
(なお、児童福祉施設等も同様とする。)

○多機能型施設とは以下に当てはまる施設をいう。

多機能型事業所とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

2 施設別様式（様式第3－2号）

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等（児童厚生施設、児童家庭支援センターは記入を要しない）

- (1)「職員配置（各欄）」：次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数（現員ベース）を記入すること。また（ ）内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他

《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他

《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他

《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、調理員、学科指導員、その他

《児童心理治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

《福祉型障害児入所施設》施設長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、その他

《医療型障害児入所施設》施設長、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、その他

※ 上記に掲げていない施設については、記入を要しない。

- (2)「児童の状況（各欄）」：協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法等を合わせて記入すること。（母子生活支援施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また児童福祉施設等においては入所施設以外は記入を要しない）
- (3)「管内の状況」：協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4)「県内の協議施設の状況」：都道府県（市）内における、協議施設と同種施設の設置状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。
- (5)障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。（障害児施設等のみ）
- (6)障害児施設等の中で当該施設整備の優先順位については別途定める指標に従って、障害児施設等の中での優先順位を付すこと。

○最低基準適合状況等（児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。

なお、児童厚生施設を整備する場合は、集会室、遊戯室、図書室及び便所のみを記入し、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること）

- (1)「適合状況」：協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を確認した方法を簡潔に記入すること。

例）[居室総面積÷〇名（入所者数）＝〇〇㎡>最低基準面積] [1室定員〇人以下] [男女区別有り] など

- (2)「補足欄」：当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。

なお、一時保護施設（児相）を整備する場合は、直近の一時保護実績（実人員・延べ人員・1日平均人員等を、児童厚生施設を整備する場合は、運営状況（児童厚生員の配置状況、1日の利用予定人員、開館時間、開館日数、開館時間と年長児童の受入れとの関係）等を記入すること。また、個別処遇のための居室的個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。

児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1)「施設整備を必要とする理由」：協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2)「都道府県（市）の意見等」：都道府県（市）が設置主体でない場合において記入すること。（児童家庭支援センターは記入不要）また、障害児施設等においては優先順位の考え方を記載すること。
- (3)「備考」：協議内容について、特に配慮すべき事項等について記入すること。

○様式第3－2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

（例）・対象事業費の按分、内訳等の算定資料

・複数年事業の場合の各年毎の進捗率を説明する資料

・基準額算定に用いる定員についての説明資料（増築、一部改築等の場合の工事に係る定員を算定する場合等）

障害児施設等における優先順位を付す際の指標

障害児施設等においては、以下の指標を参考に優先順位を付すとともに、当該都道府県並びに市町村の第2期障害児福祉計画に位置づけられているか及び「障害児施設等において留意すべき事項について」との整合性が保たれているかを確認されたい。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い障害児入所施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い障害児入所施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、障害児入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

障害児施設等において留意すべき事項について

障害児施設については次の事項に留意の上協議を行うこと。なお、ソについては児童福祉施設等においても同様とする。

ア 障害児福祉計画との整合性を考慮すること。

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害児支援の需要見込み(人口、障害児数等を勘案)及びサービスの提供体制(施設数、利用定員等を勘案)等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害児支援の趣旨、利用対象児、指定(最低)基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害児が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

サ 当該交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児の安全面に配慮すること

セ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

ソ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備(以下「非常用設備等」という。)については、地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があること。また、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

(参考 URL)会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

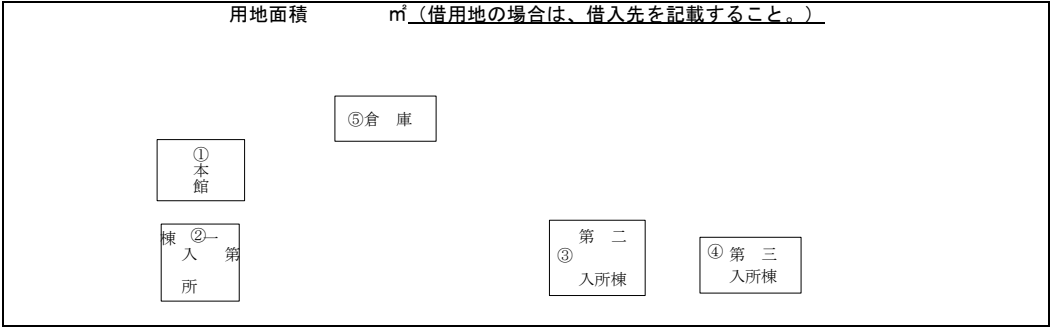
施設の配置図及び施設の経歴

都道府県・市町村名 〇〇県〇〇市
法人名
施設名 0

(A) 沿革（施設の発足から今日に至るまでを簡単に（箇条書）に記載すること。）

[]

(B) 配置図



（注）整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

定員 0 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	m ² 800	国庫補助金	昭和48	千円 5000	昭和48年創設
2	第一入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200	昭和42年新築 昭和52年改築 (月 日現在入所 名)
3	第二入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	—	—	—	昭和42年新築 (月 日現在入所 名)
4	第三入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	48	1,000	昭和48年新築 (月 日現在入所 名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	日自振補助金	40	2,000	昭和40年新築
6	本館	鉄筋二階	自己所有	1000	国庫補助金	令和4	114,770	令和4年増改築
	合計							

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。

2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況（地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。）

[]

工事実施前の施設の平面図

都道府県・市町村名
法人名
施設名

〇〇県〇〇市

0

建物の名称：階段階分

物置
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

押入
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

居室
(□人部屋)
(13.2㎡)

押入
(1.7㎡)

居室
(□人部屋)
(9.9㎡)

押入
(5.0㎡)

押入
(5.0㎡)

洗面所
(10.0㎡)

廊下
(59.4㎡)

デラクス (23.1㎡)

1 構造

2 延面積

3 建築（移築）年月日
(経過年数)

4 定員

5 その他の参考事項

造建
0㎡

0名

(注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり定員を記入すること。
2 建物の構造、建築（移築）年月日（経過年数）及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。
3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
4 施設の新築については作成を要しないこと。

整備工事実施後の施設の平面図

都道府県・市町村名

〇〇県〇〇市

法人名

施設名

0

建物の名称：

階段	階分
第1段階	第1階分
第2段階	第2階分
第3段階	第3階分
第4段階	第4階分
第5段階	第5階分
第6段階	第6階分
第7段階	第7階分
第8段階	第8階分
第9段階	第9階分
第10段階	第10階分
第11段階	第11階分
第12段階	第12階分
第13段階	第13階分
第14段階	第14階分
第15段階	第15階分
第16段階	第16階分
第17段階	第17階分
第18段階	第18階分
第19段階	第19階分
第20段階	第20階分
第21段階	第21階分
第22段階	第22階分
第23段階	第23階分
第24段階	第24階分
第25段階	第25階分
第26段階	第26階分
第27段階	第27階分
第28段階	第28階分
第29段階	第29階分
第30段階	第30階分
第31段階	第31階分
第32段階	第32階分
第33段階	第33階分
第34段階	第34階分
第35段階	第35階分
第36段階	第36階分
第37段階	第37階分
第38段階	第38階分
第39段階	第39階分
第40段階	第40階分
第41段階	第41階分
第42段階	第42階分
第43段階	第43階分
第44段階	第44階分
第45段階	第45階分
第46段階	第46階分
第47段階	第47階分
第48段階	第48階分
第49段階	第49階分
第50段階	第50階分
第51段階	第51階分
第52段階	第52階分
第53段階	第53階分
第54段階	第54階分
第55段階	第55階分
第56段階	第56階分
第57段階	第57階分
第58段階	第58階分
第59段階	第59階分
第60段階	第60階分
第61段階	第61階分
第62段階	第62階分
第63段階	第63階分
第64段階	第64階分
第65段階	第65階分
第66段階	第66階分
第67段階	第67階分
第68段階	第68階分
第69段階	第69階分
第70段階	第70階分
第71段階	第71階分
第72段階	第72階分
第73段階	第73階分
第74段階	第74階分
第75段階	第75階分
第76段階	第76階分
第77段階	第77階分
第78段階	第78階分
第79段階	第79階分
第80段階	第80階分
第81段階	第81階分
第82段階	第82階分
第83段階	第83階分
第84段階	第84階分
第85段階	第85階分
第86段階	第86階分
第87段階	第87階分
第88段階	第88階分
第89段階	第89階分
第90段階	第90階分
第91段階	第91階分
第92段階	第92階分
第93段階	第93階分
第94段階	第94階分
第95段階	第95階分
第96段階	第96階分
第97段階	第97階分
第98段階	第98階分
第99段階	第99階分
第100段階	第100階分

1	構造	造建
2	延面積	0㎡
3	着工予定年月日	明治33年1月0日
4	竣工予定年月日	明治33年1月0日
5	入所人員	0名

〇〇人部屋〇〇室
〇〇人部屋〇〇室

6 その他の参考事項

(注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり定員を記入すること。また、それぞれのユニットごとに太線で囲みユニットごとの定員を記載すること。

2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

3 その他参考となる資料があれば添付すること。

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県（市）名 _____
(法 人 名) _____
施 設 名 _____

事業計画	区 分	事 業 量	単価 (㎡当り)	事 業 費 総 額	機 構 か ら の 借 入 金
	施設整備	㎡	円	円	円
	そ の 他	㎡	円	円	円
	計	0 ㎡	0 円	0 円	0 円

資金計画	○機 構 借 入 金	千円	【贈与金内訳】		
			(贈与者)	(法人との関係)	(金 額)
	○国 庫 補 助 金	千円			千円
	○都道府県・指定都市・中核市				千円
	補 助	千円			千円
					千円
	○都道府県・指定都市・中核市				千円
	上 積 補 助 金	千円	※贈与者…個人、講演会及び企業等		
	○市 町 村 補 助 金	千円	【自己資金内訳】		
	○贈 与 金	千円	(提供者)	(法人との関係)	(金 額)
画	○共 募 配 分 金	千円			千円
	○自 己 資 金	千円			千円
	○その他 ()	千円			千円
	○その他 ()	千円			千円
	○その他 ()	千円			千円
	計 (総事業費)	0 千円	※提供者…個人、講演会及び企業等		

償還計画	年償還	初年度償還額	円 (別途年次償還計画表を作成すること。)
------	-----	--------	-----------------------

担保	区 分	面 積	評 価 額	残 債 額	所 有 者
	土 敷 地	㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
	地 所 他	㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
	建 物	㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
借入限度額		(評価額 千円 - 残債額 千円) × 70% = 0 千円			

保証人	□保証人の免除制度（オンコスト方式）を利用						
	□個人保証	氏 名	年齢	職 業	法人との関係	年 収	正味資産

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

- 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。（共通別紙6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可）
- 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
- その他参考となる資料があれば、添付すること。

借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先		施 設 名		法 人 名	区 分 1. 既 借 入 分 2. 新 規 借 入 分				
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	償 還 財 源 内 訳				
					氏 名				
					職 業				
					年 齢				
					前 年 課 税 所 得				
					法 人 と の 関 係				
1	令和								
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注) 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。
2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

都道府県	市区町村	フラグ	施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備種別	対象経費の算 支出予定額 (千円)	交付基礎点 数 (千円)	交付金 申請額 (千円)	国庫補助率	現定員	整備後定員	増加定員	特別法の 有無①	特別法の 有無②	特別法の 有無③	国土強靱化 地域計画の 策定及び計 画への明記	5カ年加速化 対策に基づく 事業	木材利用の 推進	PFI事業	事業計画	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	評価 ポイント	選定順位 (障害児施設 等のみ記載)	都道府県費総額(千円)	国庫付与金総額(千円)	備考	
〇〇県	〇〇市	〇〇県-〇〇 市	0	0		0	通常整備事 業分	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	事業計画	単年度			100.0%			#REF!	0	0	0	

●注意事項

※「選定順位（障害児施設等のみ記載）」については、障害児施設の場合のみ記載すること。また、申請自治体内において障害児施設等の中で優先度が高い事業順に順位付けすること。

※選定順位欄又は提出形態欄を除き、記入不要です。（様式第3号又は第2号より自動入力されます。）

令和 年度第 回次世代育成支援対策施設整備交付金・変更協議理由書

〇〇市長 厚生太郎

令和 年度次世代育成支援対策施設整備交付金における令和 年〇月〇日に内示を受けた「〇〇〇〇整備」について、変更協議が必要となったが、その理由及び変更箇所は下記のとおりとする。

1 変更理由

2 変更箇所

評価基準算定要領

整備区分ごとに以下の項目によって評価し、ポイントを算定する。

なお、障害児施設等は算定を要しない。

【児童相談所一時保護施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ②定員増（創設）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。
個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増（増築・改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率
- ⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
- ⑤入所率は、「1日平均入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出すること。
1日平均入所人員は、「延日数／365日（小数点第2位以下四捨五入）」で算出すること。
- ⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

(4) 改築 ①+④×2+⑥×2

- ①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

個別処遇のための居室の個室化がある場合は、ポイントを2倍して算出すること。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥個別処遇のための居室の個室化

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

⑥個別処遇のための居室の個室化は、被虐待児に対する個別処遇もしくは非行児童に対する個別処遇を対象とすること。

【助産施設】

(1) 創設 ①+④×2+⑤×2

①基本ポイント

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

④高機能化は、安全・快適な助産のための特別な整備として、子ども・子育てビジョンに掲げる「安心して妊娠・出産できるように」に資するような機能を具備すること。

⑤個別対応のための居室等の改善は、居室の個室化等を行うこと。ただし、「④高機能化」と重複するものではないこと。

(2) 改築 ①+③×2+④+⑤

①基本ポイント

③老朽度／築年数

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

③老朽度は、様式第2号別紙1、別紙2により、老朽度を算出すること。

(3) 増築 ①+②×2+④+⑤

①基本ポイント

②定員増について

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

②定員増については、増築を行う前の当該助産施設の定員に対する増加分であること。

(4) 増改築 ①+②+③+④+⑤

①基本ポイント

②定員増について

③老朽度／築年数

④高機能化について

⑤個別対応のための居室等の改善

(5) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④高機能化について
- ⑤個別対応のための居室等の改善

【乳児院】

(1) 創設・増築 ①+②+⑤+⑥+⑦

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合 ①+⑥×4)

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ⑤入所率 (年間平均)
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

⑤創設における入所率については、管内の乳児院の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員 (小数点第2位以下切捨て)」で算出し、管内の乳児院における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 地域分散化に係る整備
- (Ⅱ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅲ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
- (Ⅳ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
- (Ⅴ) 心理療法室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅷ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
- (Ⅸ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合 (及び行っている場合) とする。ただし、小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに分園型小規模 GC の整備を実施する場合には、「7つ該当」として加算する。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合 (及び行っている場合) とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(2) 改築 (改築前の認可定員が35人以下の場合) ・増改築 ①+②+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
- (Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
- (Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(3) 改築（改築前の認可定員が36人以上の場合）

①+③+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③認可定員の縮小割合
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
- (Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
- (Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

(4) 大規模修繕・拡張 ①+②+④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②認可定員

- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅲ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅶ) 年齢延長児受け入れのための居室の整備
 - (Ⅷ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

【母子生活支援施設】

（１）創設 ①＋②＋⑤＋⑥＋⑦

- ①基本ポイント
- ②定員（世帯）増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の母子生活支援施設の年間平均入所率を使用する。
 入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の母子生活支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

（２）増築 ①＋③＋⑤＋⑥＋⑦

- ①基本ポイント

- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(3) 増改築 ①＋(③＋⑤)÷2＋④＋⑥＋⑦

- ①基本ポイント
- ③定員（世帯）増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備

- (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(4) 改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
- なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
- なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式 $\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot \cdot \\ \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備
 - (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、個別対応職員の配置、夜間警備等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
- なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- 築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 子育て短期支援事業のための居室等の整備
 - (Ⅱ) 病児・病後児保育事業のための保育室等の整備

- (Ⅲ) 母子家庭等子育て支援室の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童厚生施設】

(1) 創設 ①+②+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

- ⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
 - (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(2) 改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備
- ⑥開館日・開館時間帯を適切・柔軟に設定

〔補足〕

- ③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。
この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
 - ⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
 - (Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (Ⅱ) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
 - (Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2 (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④放課後児童クラブ室の設置

⑤多機能化のための整備

〔補足〕

③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。

この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、

(Ⅰ) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの

(Ⅱ) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの

(Ⅲ) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。

(Ⅳ) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童養護施設】

(1) 創設・増築 $①+②+⑤+(⑥+⑦)÷2+⑧$

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに地域小規模児童養護施設又は分園型小規模GCを整備する場合 $①+⑧×4$)

①基本ポイント

②認可定員

⑤計画施設における小規模化の割合

⑥環境改善等のための整備

⑦職員配置体制

⑧計画施設における形態

〔補足〕

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

(Ⅰ) 事務室の整備

(Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備

(Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備

(Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備
については必須。

それに加えて、

(Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備

(Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(2) 改築（改築前の認可定員が60人以下の場合）・増改築

$①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦)÷3$

①基本ポイント

- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における形態

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 事務室の整備
 - (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
 - (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備
 については必須。
 それに加えて、
 - (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
 - (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

（3）改築（改築前の認可定員が61人以上の場合）

$$\text{①} + \text{③} + \text{⑤} + \text{⑧} + (\text{④} + \text{⑥} + \text{⑦}) \div 3$$

- ①基本ポイント
- ③認可定員の縮小割合
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における小規模化形態

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 事務室の整備
 - (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
 - (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備
 については必須。
 それに加えて、
 - (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
 - (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

（４）大規模修繕・拡張 $①+②+⑤+⑧+（④+⑥+⑦）\div 3$

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における小規模化形態

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - （Ⅰ）事務室の整備
 - （Ⅱ）相談室・心理療法室の整備
 - （Ⅲ）集会室・地域交流スペースの整備
 - （Ⅳ）不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備については必須。
それに加えて、
 - （Ⅴ）子育て短期支援事業のための居室の整備
 - （Ⅵ）親子生活訓練室の整備のいずれかの整備を行う場合とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

【児童心理治療施設】

（１）創設 $①\times 2+②+⑤+⑥$

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の児童心理治療施設の年間平均入所率を使用する。
入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童心理治療施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均

値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

なお、管内に児童心理治療施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模ケア化に係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合とする。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現

存率を記入すること。

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
（Ⅰ）小規模グループケアに係る整備
（Ⅱ）心理療法室の整備
（Ⅲ）親子生活訓練室の整備
（Ⅳ）通所部門の拡充又は設置に係る整備
（Ⅴ）外来機能の設置
（Ⅵ）短期入所機能の設置
のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

（４）改築 ①＋（④＋⑥）×２

- ①基本ポイント
④老朽度／築年数
⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
（Ⅰ）小規模グループケアに係る整備
（Ⅱ）心理療法室の整備
（Ⅲ）親子生活訓練室の整備
（Ⅳ）通所部門の拡充又は設置に係る整備
（Ⅴ）外来機能の設置
（Ⅵ）短期入所機能の設置
のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

（５）大規模修繕・拡張 ①＋④＋⑥（３０ポイント満点）

- ①基本ポイント
④老朽度／築年数
⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
（Ⅰ）小規模グループケアに係る整備

- (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童自立支援施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ②定員には通所部門の定員を含めること。
- ⑤創設における入所率については、管内の児童自立支援施設の年間平均入所率を使用する。
入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot \cdot \\ \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$
--

なお、管内に児童自立支援施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備
 のいずれかの整備を行う場合とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ③定員には通所部門の定員を含めること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う

施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$	
-----	--	--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(3) 増改築 ① + (③ + ⑤) ÷ 2 + ④ + ⑥ + ⑦

- ① 基本ポイント
- ③ 定員増について（増築・増改築）
- ④ 老朽度／築年数
- ⑤ 入所率（年間平均）
- ⑥ 環境改善等のための整備
- ⑦ 職員配置体制

〔補足〕

- ③ 定員には通所部門の定員を含めること。
- ④ 老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤ 入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$	
-----	--	--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

（４）改築 ①+④+⑥×２+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第２号別紙１又は別紙２により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第３号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- （Ⅰ）小規模ケア化に係る整備
- （Ⅱ）通所部門の拡充又は設置に係る整備
- （Ⅲ）退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- （Ⅳ）心理療法室の整備
- （Ⅴ）親子生活訓練室の整備
- （Ⅵ）家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- （Ⅶ）一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

（５）大規模修繕・拡張 ①+④+⑥（３０ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第２号別紙１又は別紙２により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第３号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数１９年～１５年を４ポイント、築年数１４年～１０年を３ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- （Ⅰ）小規模グループケアに係る整備
- （Ⅱ）通所部門の拡充又は設置に係る整備
- （Ⅲ）退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- （Ⅳ）心理療法室の整備
- （Ⅴ）親子生活訓練室の整備
- （Ⅵ）家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- （Ⅶ）一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童家庭支援センター】

(1) 創設 ①+③+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ③都道府県（指定都市等）内での設置状況
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ④併設施設でのショートステイの実施もしくは実施予定がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(2) 改築 ①+②+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ④併設施設でのショートステイの実施がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(3) 大規模修繕 ①+②+⑤（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

〔補足〕

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

【自立援助ホーム】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

- ⑤創設における入所率については、管内の自立援助ホームの年間平均入所率を使用す

る。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot\cdot \\ \cdot \\ \cdot\cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	--

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot\cdot \\ \cdot \\ \cdot\cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	--

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 + ④+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

- ⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。
 就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

（4）改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
 なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

（5）大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

【ファミリーホーム】

（1）創設 ①+②×2+⑤+⑥

①基本ポイント

②定員増について（創設）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

⑤創設における入所率については、管内のファミリーホームの年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内のファミリーホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \begin{matrix} \cdot \cdot \\ \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \end{matrix} + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率}(\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合}(\%)$$

(4) 改築 ①+④×2+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽

度、現存率を記入すること。

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$
-----	---

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$

（5）大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

- ①基本ポイント

- ④老朽度／築年数

- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$

【子育て支援のための拠点施設】

子育て支援のための拠点施設 ①+②+③

- ①基本ポイント

- ②開所日数等

- ③多機能化

〔補足〕

- ②「開所日数等」は、当該施設が週何日開所しているか（評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。）または余裕教室等の利用の有無により、ポイントの高い方を利用する。

- ③「多機能化」に該当する事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に定める地域型保育事業または第59条に定める地域子ども・子育て支援事業とし、当該施設において、

- ・1種類の事業を実施する場合 「1つ実施」
- ・5種類の事業を実施する場合 「5つ以上実施」

とする。

【地域子育て支援拠点事業所】

地域子育て支援拠点事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）に定める加算の有無により、ポイントの高い方を利用する。（ただし開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く）

【一時預かり事業所】

一時預かり事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

【利用者支援事業所】

利用者支援事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

〔補足〕

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、またはアウトリーチ型支援を実施しているか、または夜間・休日対応施設かにより、ポイントの高い方を利用する。

※「アウトリーチ型支援の実施」とは、支援を必要としている子育て家庭に出向いて相談支援等を実施する場合。

※「夜間・休日対応施設」とは、18時以降2時間以上、あるいは土曜日、日曜日、国民の祝日等に関所し、相談・助言等を行う施設

【産後ケア事業を行う施設】

（1）創設 ①+②+（④+⑤+⑥）÷3

- ①基本ポイント
- ②同市町村内での設置状況
- ④施設類型

⑤複合型施設

⑥開所日数

〔補足〕

⑥「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

（２）創設以外 ①＋③＋（④＋⑤＋⑥）÷３

①基本ポイント

③老朽度／築年数

④施設類型

⑤複合型施設

⑥開所日数

〔補足〕

③老朽度は、様式第２号別紙１又は別紙２により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第３号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

【防犯対策強化整備事業を実施する施設】

防犯対策強化整備事業 ①＋②＋③（３０ポイント満点）

①基本ポイント

②入所施設・入所施設以外

③防犯訓練の実施の有無

〔補足〕

②「入所施設・入所施設以外」は入所施設については１０ポイント、それ以外を５ポイントとする。

③「防犯訓練の実施の有無」は当該施設において防犯訓練を定期的に行っている場合は１０ポイント、それ以外は５ポイントとする。

【市区町村子ども家庭総合支援拠点】

市区町村子ども家庭総合支援拠点

①×３（３０ポイント満点）

①基本ポイント

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) 施設名					建物の名称								
老朽度							調査員 職 名		氏 名				
A点×B点×C点 (係数) =							点						
A 構 造 耐 力		区 分	a	点	b	点	c	点	d	点			
	①	基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0			
	②	土 台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0			
	③	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm〔又は13.6 cm 角以上 角以上2本〕	20	13.6 cm〔又は12.1 cm 角以上 角以上2本〕	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0			
	柱	平屋の場合の柱	13.6 cm〔又は12.1 cm 角以上 角以上2本〕		12.1 cm〔又は10.6 cm 角以上 角以上2本〕		10.6 cm角未満		10.6 cm角未満				
	④	根 継	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数以上)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本 (乗率0.8) 本のうち 本 (乗率0.9) (乗率1.0)					
	※評点 上記①～③の計 () 点× ④ $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ +50 点= () 点												
B 保 存 度		区 分	a	点	b	点	c	点	d	点			
	①	経 過 年 数	5 年 未 満	5	5 年以上 18 年未満	3	18 年以上 30 年未満	2	3 0 年 以 上	0			
	②	基礎の不同沈下	な い	6	ほ と ん ど な い	4	か な り あ る (見てわかる程度)	1	ひ ど い	0			
	腐 朽 度	③外 壁 の 土 台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0			
		④外 壁 の 柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0			
		⑤梁 (は り)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0			
	傾 斜 度	⑥	ア 梁 行 (はりゆき)		20		15		10		0		
			イ 桁 行 (けたゆき)	180 cm	20	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	0		
		⑦	ウ 梁 行 (はりゆき)		15		10		5		0		
			エ 桁 行 (けたゆき)		15		10		5		0		
※評点 上記の計 () 点													
C 外 力 条 件	a 海 岸 か ら の 距 離			b 積 雪			c 地 盤						
	① 海岸から8kmをこえる			① 毎年少ない (0～20 cm未満)			① 普 通						
	② 海岸から4kmをこえる8km以内			② 毎年かなりつもる (20～100 cm未満)			② やや軟弱						
	③ 海岸から4km以内			③ 毎年ひどくつもる (100 cm以上)			③ 軟 弱						
	※評点 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) より (附表)												
		係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	
分類番号													

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。
2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。
なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
(1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
(2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。
5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) ／施設名					建物の名称					
現存率 ①×100		%		評点		老朽度		調査員		
区 分	構 成		種 類	N	各 部 現 存 率		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R = P×N／0.4	現存指数 K×R	現 存 率 Σ (K×R)／Σ (R)
	P				K					
				内 容		率				
構 造			鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5						
			鉄筋コンクリート	1.0						
				ブロック造	0.7					
				鉄骨造	0.9					
				れんが造、石造	1.2					
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7						
			・アスファルト露出防水	1.0						
			・モルタル防水	0.5						
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4						
	外 壁	25	・タイル（小口）	1.4						
			・モザイクタイル	1.0						
			・コンクリート打放し	1.0						
			・モルタル、リシン吹付	0.6						
	内 壁	20	・モルタル	1.0						
			・プラスター	0.8						
設 備	天 井	20	・木製	0.7						
			・吸音テックス	1.1						
			・ボード	1.0						
			・プラスター	0.8						
			・木製	0.7						
	床	20	・リノリウム	1.3						
			・プラスチックタイル	1.1						
			・アスファルトタイル（暗）	1.0						
			・モルタル	0.8						
			・木製	0.7						
外部建具	35	・アルミサッシ（オーダー）	1.2							
		・アルミサッシ（既成）	1.0							
		・スチールサッシ	0.9							
		・木製	0.7							
内部建具	10	・木製	1.0							
小 計										
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上）	1.0						
			・蛍光灯（300LX程度以下）	0.8						
			・白熱灯	0.4						
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0						
			・ゴム被覆線	0.9						
給排水その他	20	・水洗便所	1.0							
		・くみ取便所	0.4							
暖 房			・空気調和	1.9						
			・温風（ボイラー方式）	1.3						
			・温風（熱風炉式）	1.0						
			・その他	1.0						
小 計										
外 力 条 件		25	別表による係数							
合 計									①	

各部現存率（K）

各部現存率Kの値	（構造）内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2, 0.1
	（仕上、設備）内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2, 0.1

外力条件（N）

a	海岸からの距離	b	積	雪	c	地	盤				
①	海岸からの距離が8 k mをこえる	①	毎年少ない	(0 ～ 2 0 c m未満)	①	普通					
②	海岸から4 k mをこえる8 k m以内	②	毎年かなりつもる	(2 0 ～ 1 0 0 c m未満)	②	やや軟弱					
③	海岸から4 k m以内	③	毎年ひどくつもる	(1 0 0 c m以上)	③	軟弱					
※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (付表) により											
(附表)											
率	1. 00	0. 98	0. 96	0. 94	0. 92	0. 90	0. 88	0. 86	0. 84	0. 82	0. 80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③
			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③		
			③①①		①③①	②③①	③①③		③③②		
					③①②		③②②				
					③②①		③③①				

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

- （注） 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと（棟別）に作成すること。
- 2 各区分ごとの種類欄（N）は、該当するか所を○で囲むこと。
- 3 各部現存率欄（K）は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
- 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄（N）及び各部現存率欄（K）記入すること。
- なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
- 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。